

第2期愛西市地域福祉計画

－ 素案 －

令和3年10月

愛知県 愛西市

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1 地域福祉とは.....	3
(1) 地域福祉の定義	3
(2) 地域共生社会の実現をめざして	3
(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方	5
2 計画策定の背景と趣旨	6
3 計画の位置づけ.....	7
(1) 地域福祉計画の法的な位置づけ	7
(2) 分野別計画・関連計画等との関係	7
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	8
(4) SDGsと愛西市の取組.....	8
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制.....	9
(1) 愛西市地域福祉計画策定委員会の設置.....	9
(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施.....	9
(3) 前期計画の評価・検証.....	9
(4) パブリックコメントの実施	9
第2章 愛西市を取り巻く現状と課題	10
1 統計からみた愛西市の現状	10
(1) 人口の状況	10
(2) 世帯の状況	12
(3) 子どもや子育て家庭の状況	14
(4) 高齢者の状況	15
(5) 障害のある人の状況.....	16
(6) その他.....	16
(7) 地域活動の状況	18
2 アンケート調査からみた市民・福祉関係団体等の状況	20
(1) 調査の概要	20
(2) 調査結果	21
(3) アンケート調査結果からみた課題のまとめ	36
3 前期計画の評価と課題	38
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 地域福祉にかかわる様々な主体.....	44
4 愛西市における地域の捉え方	45
5 施策の体系	46

第4章 施策の展開	47
基本目標 1 身近な地域で支え合うまちづくり	47
基本目標 2 誰もが活躍できる仕組みづくり	52
基本目標 3 支援を必要としている人とサービスを適切につなぐ仕組みづくり	56
基本目標 4 安全で安心して暮らせる環境づくり	70
第5章 計画を推進するために	75
1 理念の実現に向けた包括的な地域福祉の展開	75
2 計画の進行管理	75
(1) 評価指標の設定	75
(2) 進行管理	75
資料編	76
1 策定経過	76
2 策定委員会設置要綱	77
3 策定委員名簿	78

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

(1) 地域福祉の定義

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくために、地域住民や福祉関係団体・事業者、行政など、地域に住む様々な人が、身近な暮らしの中で起こる困りごとを「自分のこと（我が事）」として捉え、お互いに支え合い、協力し合いながら解決し、ともに地域をつくっていくことです。また、地域福祉では、地域で暮らす一人ひとりが主役です。

(2) 地域共生社会の実現をめざして

「地域共生社会」とは、人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が「我が事」として参画し、地域の人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともにつくっていくことのできる社会のことです。

国は「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（平成27年公表）の内容を受け、平成28年6月に「地域共生社会の実現」を盛り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。その後、地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日に施行されました。各自治体においては、『住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備』、『複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築』、『地域福祉計画の充実』が図られることとなり、地域共生社会の実現に向けた体制整備が求められています。

地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会次元本部決定）

改正社会福祉法の改正ポイント

【平成 30 年】

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることをめざすという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第 4 条第 2 項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第 106 条の 2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。（法第 107 条）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項」と定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第 107 条第 1 号）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うよう努める」ことが明記され、P D C A サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第 107 条第 3 項）

【令和 3 年】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）を創設することができるようになりました。（法第 106 条の 4〔新設〕）

地域共生社会の実現に向けて、地域の課題や困りごとを既存の制度・分野ごとに当てはめて支援を行うのではなく、「人」と「資源」の力を結び合わせて、分野別の制度をつなぎ、各分野の制度の狭間を解決していくための仕組みづくりが必要です。

また、地域の「つながり」の希薄化や地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するための『公的支援』と『地域づくり』双方の転換をめざすことが重要です。

地域共生社会の実現に向けた取組のための 5 つのポイント

地域共生社会の実現に向けては、以下の 5 つのポイントが重要です。

- ① それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦
- ② すべての地域構成員の参加・協働
- ③ 重層的なセーフティネットの構築
- ④ 包括的な支援体制の整備
- ⑤ 福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造

(3) 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

すべての市民が抱える困りごとへのニーズに対して、公的なサービスだけでカバーするのは困難です。また、公的なサービスだけでは、多様なニーズにきめ細かに対応することは難しいことから、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方が重要となります。

自分でできることは自分ですることを「自助」といいます。それだけでは解決できない場合に、近隣住民や地域の人々と、ともに助け合い解決することを「互助」、社会保険のような制度化された助け合いの仕組みにより解決することを「共助」といいます。さらに、行政等が公的な福祉サービスにより支援をすることを「公助」といいます。

それぞれの役割分担が固定するのではなく、個人を支える一員としてバランスを取りながら、ときには重なり合うなど、相互に連携し、包括的・重層的なネットワークを構築していくことが重要です。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方イメージ



2 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては、人口減少や少子高齢化の進行、家族のきずなや近所とのつながりの希薄化、多様化する価値観や生活様式、働き方の広がりなどの影響により、社会経済情勢は大きく変化しています。

地域福祉においても、高齢者単身世帯や生活困窮世帯の増加、自殺や孤立死、ひきこもりなどの社会的孤立、介護と子育てを同時に行うダブルケアや 8050 問題^{※1}、虐待、ヤングケアラー^{※2}など、既存の制度だけでは十分な対応が行き届かない、複雑化・複合化した課題が生じています。また、多くの地域で担い手不足や活動者の高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化すると予想され、地域の活力や地域福祉の持続可能性が脅かされています。

さらに、地域での暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、困難を抱えていても誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような状況を受け、国は、令和 3 年 4 月より、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業（任意事業）の創設などを示した改正社会福祉法を施行しました。

本市では、平成 24 年に地域福祉を推進していく上での羅針盤となる「愛西市地域福祉計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、同時に愛西市地域福祉計画評価委員会を設置し、毎年度計画の進捗状況等の評価、目的達成のために必要な事項を協議してきました。しかし、社会構造が変化する中で、支援を必要とする人や家庭、困りごとや悩み事を抱えている人が増えており、より一層の地域住民と福祉関係団体・事業者、行政がともに助け合い、支え合い、課題を解決していくことが求められています。

そのため、これらの社会情勢における課題を踏まえるとともに、前期計画が令和 3 年度をもって、計画期間を終えることから、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度までとする「愛西市第 2 期地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

コロナ禍における地域福祉の推進

令和 2 年に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国においても急速な蔓延により社会に大きな影響を与えました。それまでの生活スタイルが大きく変化し、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動や支援は大きな制約を受けることになりましたが、一方で、人と人、社会とのつながりの大切さが再認識される機会にもなりました。

今後、感染予防を意識した「新しい生活様式」が求められる中で、これまで培ってきたつながりを絶やさず、継続的な活動を行うためにも、活動方法の創意工夫、支援のあり方について検討し、地域福祉の普及・啓発・推進に努めていきます。

※1 50 代前後のひきこもりの子どもを、80 代前後の親が養う状況のことを指します。

※2 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どものことを指します。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の法的な位置づけ

地域福祉計画は、改正社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

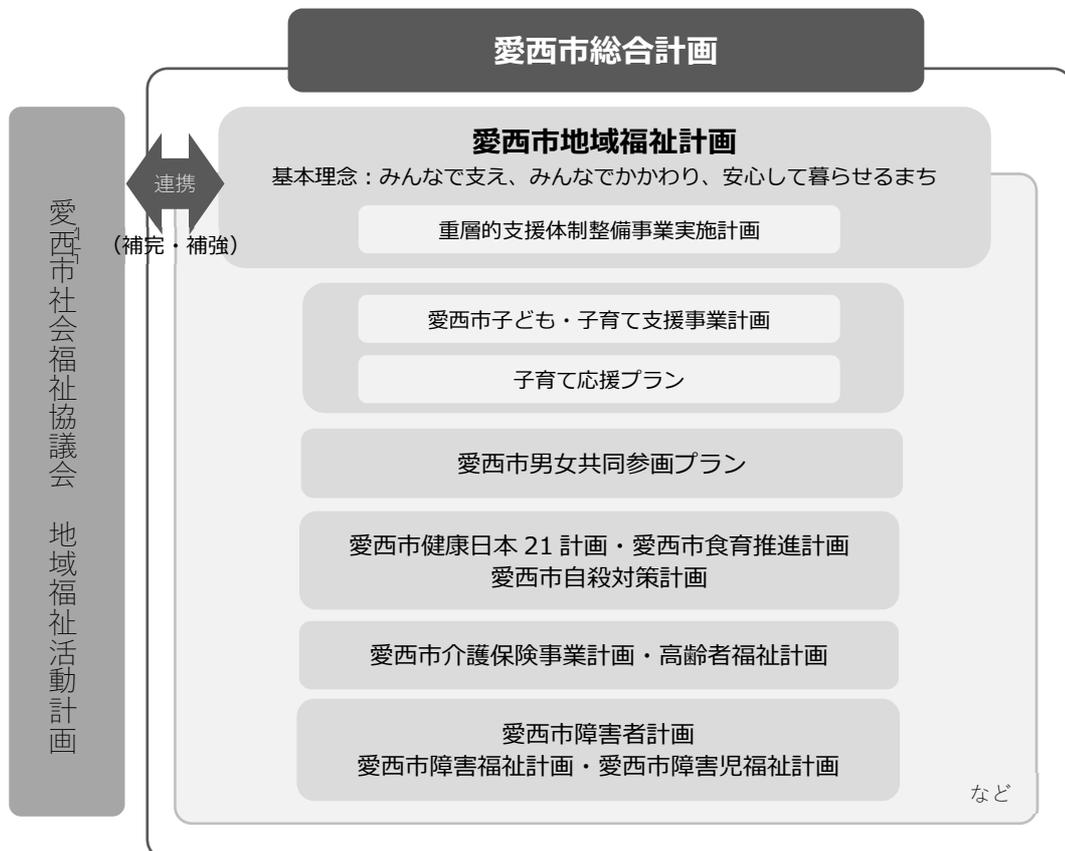
また、本計画は、改正社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」としても位置づけることとします。

(2) 分野別計画・関連計画等との関係

平成30年4月の改正社会福祉法により地域福祉計画が、福祉各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられました。そのため、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があるとされています。

本市の上位計画及び関連計画は以下のとおりとなっています。

■ 他計画との連携イメージ



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

「地域福祉計画」は、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取組の方向性を明らかにした行政（市）の計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に基づく、社会福祉協議会が策定する民間の行動計画で、地域住民や福祉関係団体・事業者との協働のもと、地域福祉の推進のために、実際どのように行動していくかをまとめた計画です。

この2つの計画は、地域の課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合う関係にあります。

(4) SDGs と愛西市の取組

SDGs（エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。

SDGs では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17 の国際目標と 169 のターゲット（指標）が掲げられています。

17 の国際目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。本市では持続可能なまちづくりのために、住む人の温かさや豊かな自然など、本市の誇りとなるものを継承する、SDGs に対応したまちづくりを推進していきます。また、SDGs の「誰一人取り残さない」という考えは、「みんなで支え、みんなでかわり、安心して暮らせるまち」を基本理念とする本計画のめざすべき姿にも当てはまるものです。

本計画の各施策を推進していく上では、SDGs を意識しながら取り組み、持続可能な地域福祉をめざします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、社会情勢の変化や地域の実情に即した取組を進めていく観点から、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

■ 計画期間

H24 (2012) 年度	…	H28 (2016) 年度	…	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
愛西市地域福祉計画									
				見直し	第2期愛西市地域福祉計画				

5 計画の策定体制

(1) 愛西市地域福祉計画策定委員会の設置

本計画は、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「愛西市地域福祉計画策定委員会」において計画内容を審議し、策定しました。

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、市民や福祉関係団体・事業者の福祉に対する意識や地域での福祉活動への参加状況や活動する上での課題などを把握するため、令和2年度に本市在住の16歳以上の市民から2,000人（無作為抽出）と市内で活動している福祉関係団体、NPO法人及びボランティア団体の方（300団体）を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施し、本計画策定のための基礎資料としました。

(3) 前期計画の評価・検証

前期計画が策定された平成24年度より、基本目標にかかる施策、事業の進捗状況を把握するとともに、常に市民の視点から地域福祉を推進するために、愛西市地域福祉計画評価委員会を設置し、毎年、施策・事業の取組について評価・検証を行いました。

また、本計画策定にあたっては、前期計画期間中の取組を、施策・事業評価シートを用いて関係各課による評価・検証を行い、本計画に反映させました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を広く聴取するため、令和4年1月～2月にかけて市ホームページ等において、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

第2章 愛西市を取り巻く現状と課題

1 統計からみた愛西市の現状

(1) 人口の状況

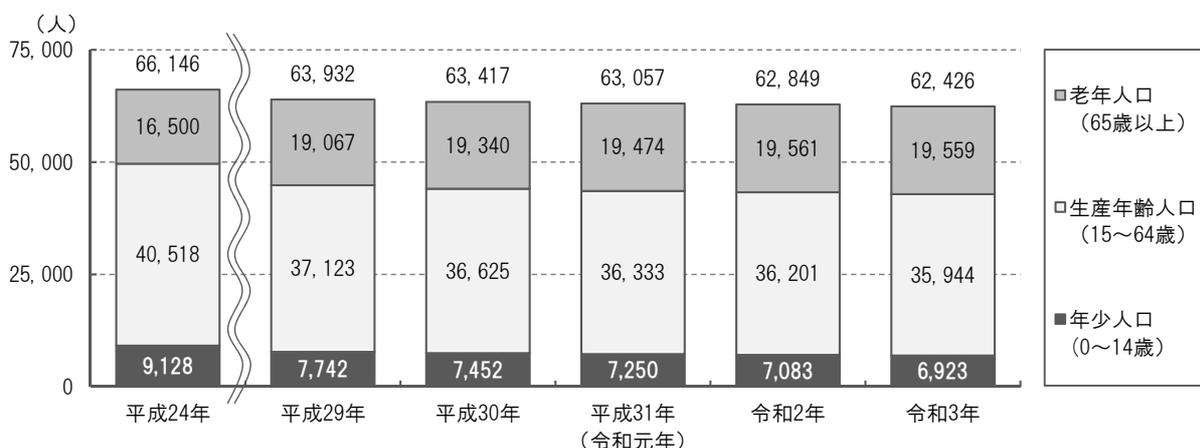
各統計データは今後、データの公表状況を確認の上、最新となるよう更新していきます。

① 人口の推移

本市の総人口は減少し続けており、前期計画策定時の平成24年に66,146人であった人口は令和3年には62,426人となっています。

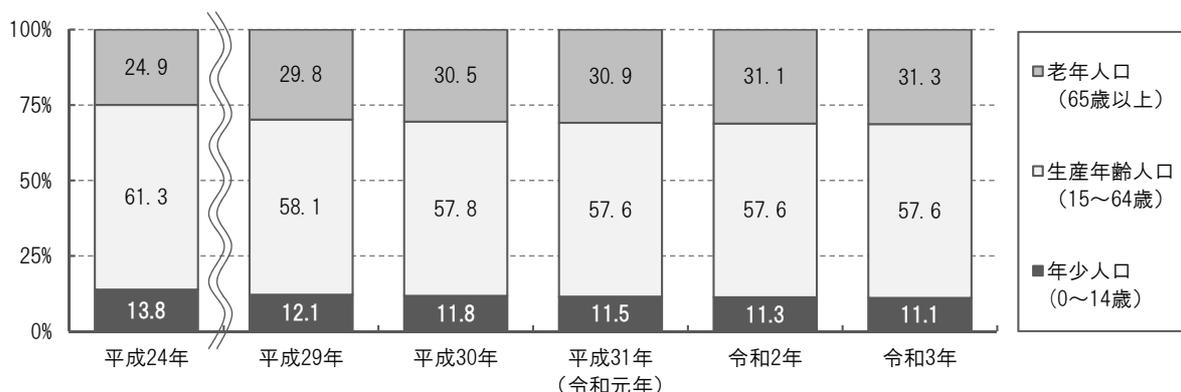
年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しており、老年人口が増加していることから、本市も少子高齢化がうかがえます。

■ 総人口の推移（年齢3区分別）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分別人口割合の推移

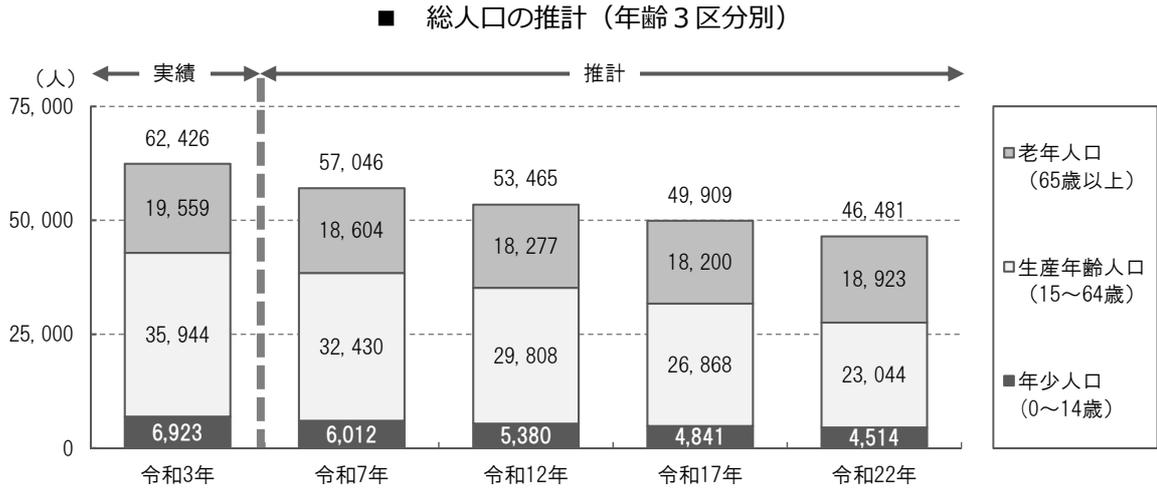


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の総人口は今後も減少し続け、令和7年には6万人を下回り57,046人、さらに令和17年には5万人を下回り49,909人となる見込みです。

年齢3区分別にみると、いずれの年齢区分においても人口減少が見込まれる一方で、老年人口は令和22年に18,923人となり、令和7年よりも増加する見込みです。



資料：国立社会保障・人口問題研究所による推計

③ 外国人住民人口の推移

本市の外国人住民は増加しており、令和3年には1,097人となり、総人口に対する比率は1.76%となっています。

■ 外国人住民人口の推移

単位：人口は人、比率は%

項目	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
外国人住民人口	733	775	861	1,020	1,097
総人口に対する比率	1.15	1.22	1.37	1.62	1.76

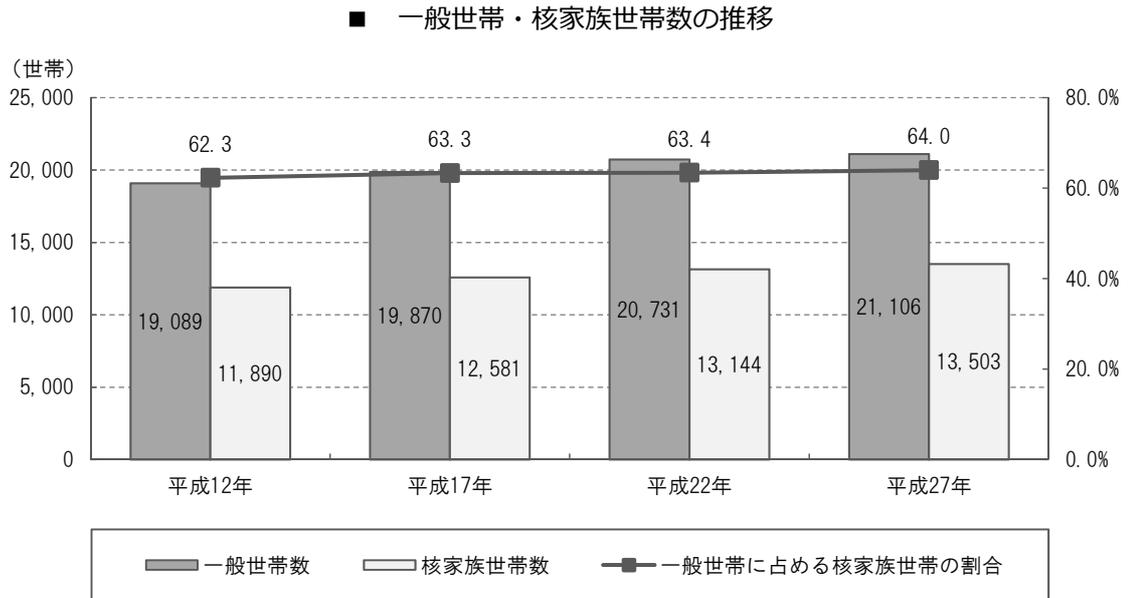
資料：愛西市 人口・世帯（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯数の推移

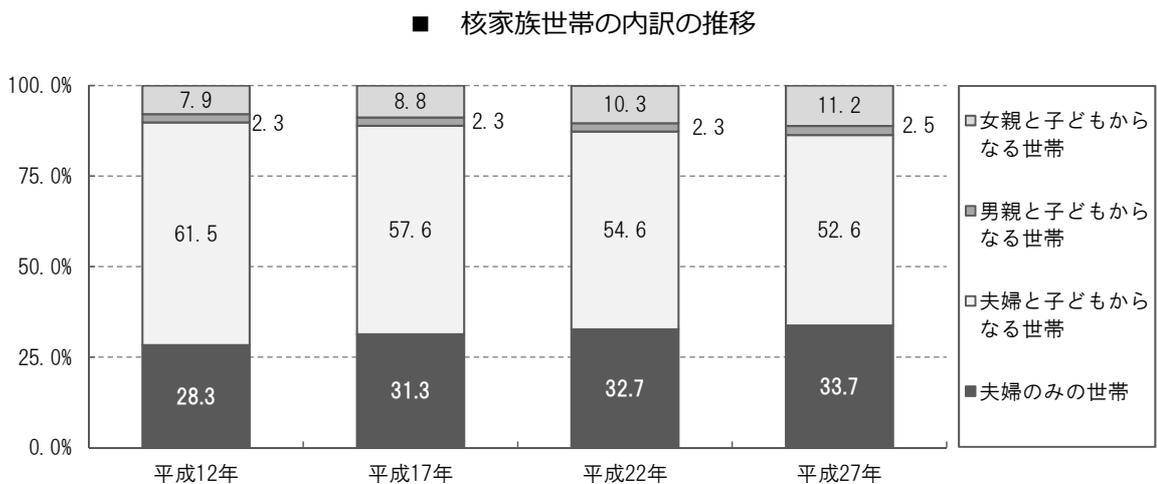
本市の一般世帯数は、平成12年から平成27年にかけて増加し、令和27年では、21,106世帯となっています。

核家族世帯数は年々増加し、平成27年の国勢調査では13,503世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族の割合は64.0%となっています。



資料：国勢調査

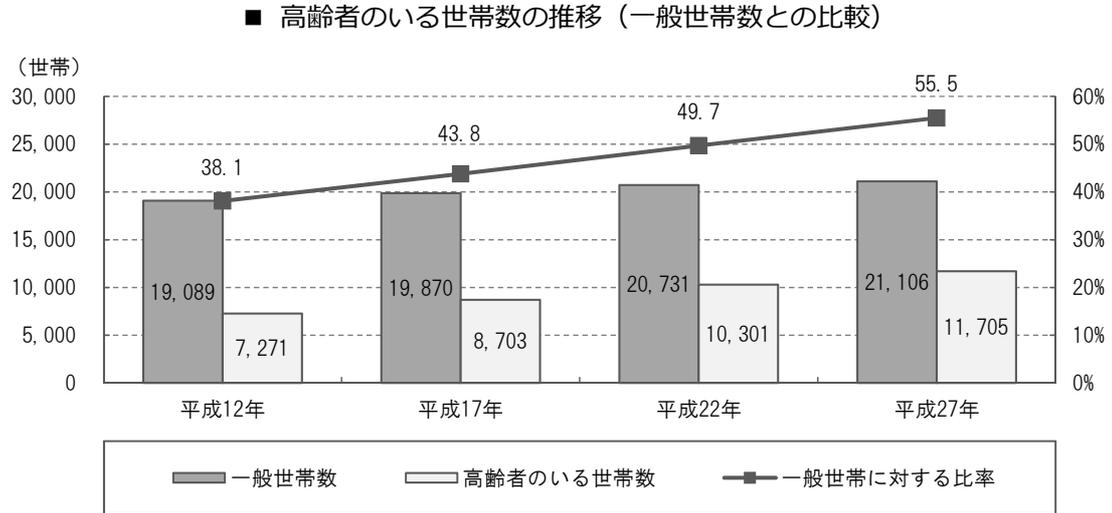
核家族世帯の内訳の推移をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は年々減少し、「夫婦のみの世帯」、「女親と子どもからなる世帯」が増加しています。



資料：国勢調査

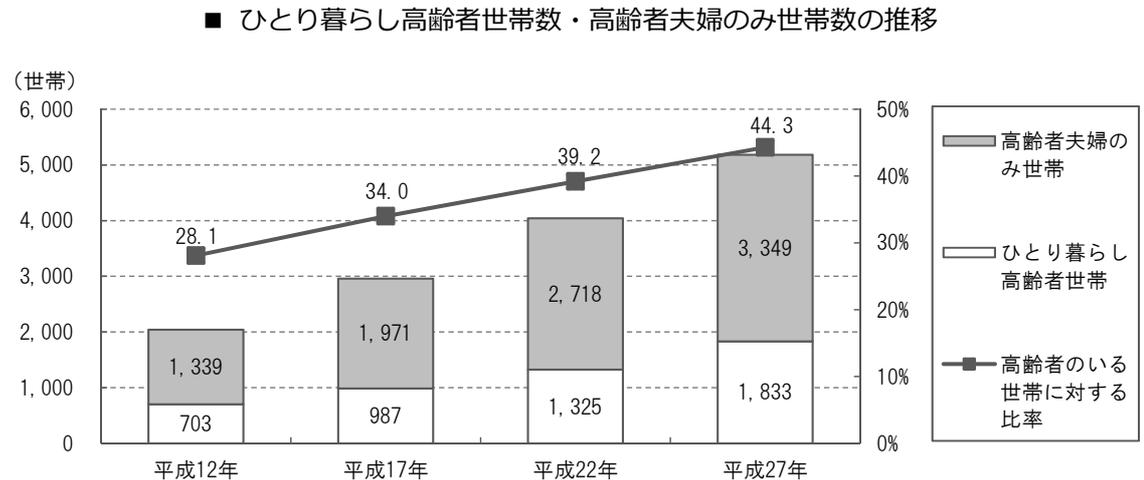
② 高齢者の世帯状況

高齢者のいる世帯数の推移（一般世帯数との比較）をみると、高齢者のいる世帯数は年々増加し、平成27年の国勢調査では11,705世帯で、一般世帯に対する比率は55.5%となり、平成12年から17.4ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

ひとり暮らし高齢者世帯数・高齢者夫婦のみ世帯数の推移をみると、高齢者夫婦のみの世帯は平成12年から平成27年にかけて2,010世帯、ひとり暮らし高齢者世帯は1,130世帯増加しています。



資料：国勢調査

(3) 子どもや子育て家庭の状況

① 子ども人口の推移

0歳から17歳までの子どもの人口は、平成31年（令和元年）から令和2年では増加したものの、令和3年4月1日現在、8,769人と減少しています。

出生数は平成29年から平成31（令和元）年では300人台で推移していたものの、令和2年では300人を下回り、293人となっています。

■ 子ども人口の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
0～5歳	2,498	2,385	2,390	2,384	2,328
6～11歳	3,284	3,213	3,060	3,023	2,927
12～14歳	1,960	1,854	1,800	2,232	1,668
15～17歳	2,236	2,153	2,046	1,952	1,846
合計	9,978	9,605	9,296	9,591	8,769

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 出生数の推移

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
出生数	311	323	339	293	●●

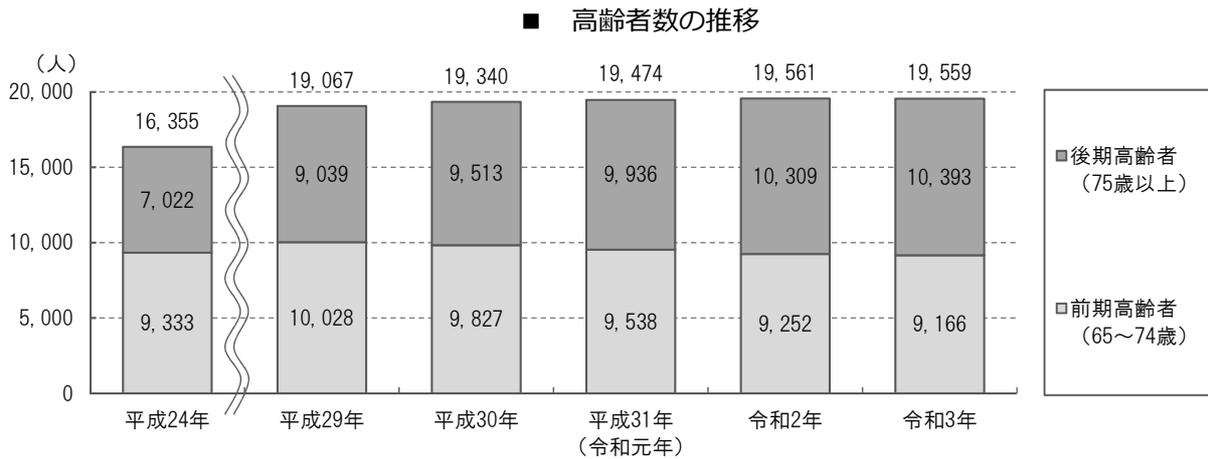
資料：平成29年～平成30年は愛知県衛生年報、平成31（令和元）年～令和2年は愛西市 人口・世帯

出生数は令和3年12月分の公表後、
記載予定です。

(4) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

令和3年4月1日現在、65歳以上の高齢者数は19,559人となっています。また、前期・後期高齢者別にみると、前期高齢者は9,166人、後期高齢者は10,393人となっています。平成31(令和元)年以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。



資料:平成24年は介護保険事業状況報告の平成24年3月末第1号被保険者数を引用
住民基本台帳(各年4月1日現在)

② 要介護(要支援)認定者数の推移

令和3年3月末日現在、要介護(要支援)認定者数は2,998人となっており、平成24年から962人増加しています。令和3年の要介護(要支援)認定者数を要介護度別にみると、要介護1が642人と最も多く、次いで要介護2が550人、要支援1が416人となっています。

■ 要介護(要支援)認定者数の推移

単位:人

	平成24年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
要支援1	232	393	389	412	372	416
要支援2	200	318	290	315	334	338
要介護1	371	566	584	608	620	642
要介護2	398	476	472	493	522	550
要介護3	300	367	356	367	387	413
要介護4	274	322	379	353	397	395
要介護5	261	255	263	288	257	244
合計	2,036	2,697	2,733	2,836	2,889	2,998

資料:地域包括ケア「見える化」システム(各年3月末)

(5) 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数をみると、令和3年4月1日現在、身体障害者が2,291人、知的障害者が539人、精神障害者が728人となっています。

■ 障害手帳所持者数の推移

単位：人

	平成24年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
身体障害者	2,355	2,288	2,297	2,313	2,317	2,291
知的障害者	466	515	510	527	539	539
精神障害者	357	495	574	644	697	728

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

(6) その他

① 犯罪件数の推移

本市を含む津島警察署管内での犯罪件数の推移をみると、年々減少傾向にあります。犯罪別では、「凶悪犯」が年々微増しており、また、詐欺等を含む「知能犯」が平成31(令和元)年以降増加しています。

■ 津島警察署管内 犯罪件数の推移

単位：件

	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年
犯罪件数	2,129	1,973	1,557	1,162	
凶悪犯	4	8	10	11	
粗暴犯	111	339	236	109	
窃盗犯	1,498	1,211	973	751	
知能犯	79	57	58	70	
風俗犯	11	15	12	13	
その他	426	343	288	208	

資料：平成29年～平成30年は「愛西市の統計」(令和元年度刊)
令和元年～令和2年は津島警察署(各年12月31日現在)

件数は令和3年12月分の公表後、記載予定です。

② 自殺者数・自殺死亡数の推移

本市の平成30年の自殺者数は9人、自殺死亡率は14.6となり、平成29年より減少しています。

■ 自殺者数・自殺死亡率（人口10万人対）の推移

単位：自殺者数は人、率は人口10万人対

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
自殺者数	14	9	7	14	9
自殺死亡率	22.0	14.3	11.2	22.5	14.6

資料：厚生労働省「人口動態統計」

③ 生活困窮者支援相談件数の推移

生活困窮者支援相談件数は、平成29年以降40件台で推移していたものの、令和2年度では、93件と大幅に増加しています。

■ 生活困窮者支援相談件数の推移

単位：件

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
生活困窮者支援 相談件数	66	49	41	49	93

資料：生活困窮者自立相談支援事業統計報告

(7) 地域活動の状況

① 民生委員・児童委員

少子高齢化が進み、家族関係や地域社会における人と人のつながりが希薄化する中、住民同士が支え合い、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりが求められています。

そうした中、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う（民生委員法第1条抜粋）」民生委員・児童委員（主任児童委員）の役割はますます重要になっています。民生委員法第14条では、民生委員の職務として次のような活動をあげています。

民生委員の活動内容

- 住民の生活状態を適切に把握する
- 援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う
- 援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う
- 社会福祉事業や活動への支援を行う
- 関係行政機関の業務に協力する
- 住民の福祉の増進を図るための活動を行う

また、児童福祉法第17条では、児童委員の職務として、児童及び妊産婦についての上記の活動に加え、児童健全育成に関する機運の醸成に努めることを挙げています。さらに、主任児童委員の職務においては、児童福祉関係機関と区域担当児童委員との連絡調整を行うことと、区域担当児童委員の活動に対する援助・協力を行うこととされています。

このような民生委員・児童委員の役割を一言で言うならば「地域のつなぎ役」であり、その活動は「社会調査」、「相談」、「情報提供」、「連絡通報」、「調整」、「生活支援」、「意見具申」の7つの機能に分けることができます。

■ 民生委員・児童委員数（令和3年4月1日現在）

単位：人

	市全域	佐屋地区	立田地区	八開地区	佐織地区
民生委員・児童委員数 ※()内は主任児童委員数	113(9)	48(3)	18(2)	11(2)	36(2)

② ボランティア団体

令和2年10月1日現在、愛西市ボランティア連絡協議会に登録しているボランティア団体は22団体あり、市民ボランティアとして、福祉、教育・文化、生活・環境、災害救援・防災、地域交流など様々な分野で活動しています。

③ NPO法人

NPOとは、「Non Profit Organization」の略語で「非営利組織」のことです。また、NPO法人とは、NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けて設立された法人のことを指します。

「特定非営利活動」とは、法が定める20種類の分野に当てはまるものであって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。

本市には、令和3年4月1日現在、地域福祉に関わるNPO法人が6法人あります。

④ 愛西市老人クラブ

愛西市老人クラブは、おおむね60歳以上の高齢者で構成され、仲間づくりを通して、生きがいや健康づくりに取り組むとともに、これまで培ってきた経験や知識、技能を生かして地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。

当クラブには令和3年4月1日現在、5,391人の会員が活動をしています。

⑤ 子ども会

子ども会は、地域を基盤とした異なる年齢の集団による「遊び」を中心とした様々な「豊かな体験」活動を通して、子どもたちの健やかな成長発達を促すとともに、「子どもの夢」と「生きる力」を育む活動集団です。地域の自然、歴史、文化や様々な地域の人々とのふれあいの中で、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、仲間集団の中で楽しさや喜びをわかちあうことにより、豊かな人格を築き、各種の体験活動を企画するなど自主性を育みます。

令和3年4月1日現在、子ども会の会員数は1,365人となっています。

2 アンケート調査からみた市民・福祉関係団体等の状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

計画策定にあたって、市民と地域の福祉関係団体等の方々に対して、地域に対する意識や今後の地域福祉のあり方についての意向や要望等を把握し、計画策定をする際の基礎資料を作成するためにアンケートを実施しました。

② 調査票の種類と調査対象者等

調査対象者別の調査内容は、以下のとおりです。

■ 調査票の種類と対象者

①調査票「地域福祉に関する市民アンケート調査」	
調査対象者	16歳以上の市民(無作為抽出)
調査件数	2,000件
②調査票「地域福祉に関するアンケート調査(団体向け)」	
調査対象者	市内で活動している福祉関係団体、NPO法人及びボランティア団体
調査件数	300件

③ 調査時期と調査方法

調査期間は令和2年9月18日～10月9日にかけて実施し、調査方法は郵送による調査票の配布・回収を行いました。

④ 調査の配布・回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

■ 調査票の配布・回収状況

調査票区分	配布数	有効回収数	回収率
地域福祉に関する市民アンケート調査	2,000人	1,025人	51.3%
地域福祉に関するアンケート調査(団体向け)	300件	226件	75.3%

⑤ グラフの見方について

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

(2) 調査結果

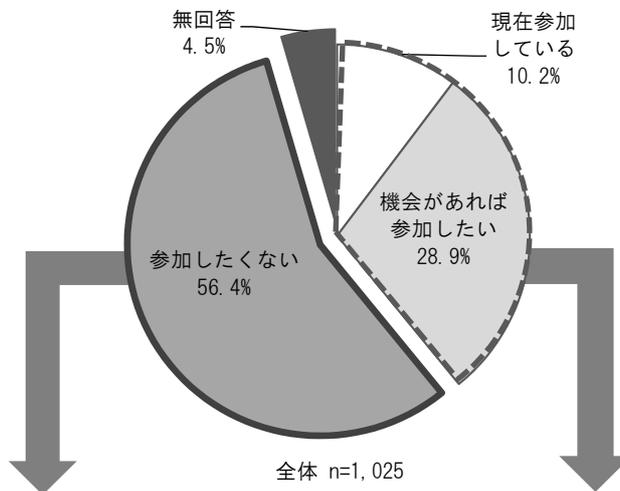
① ボランティアや地域活動について

○ボランティアや地域活動への参加状況をみると、「参加したくない」(56.4%)が半数を超え最も高くなっている一方、「現在参加している」(10.2%)と「機会があれば参加したい」(28.9%)を合わせた39.1%の方に参加意向があります。

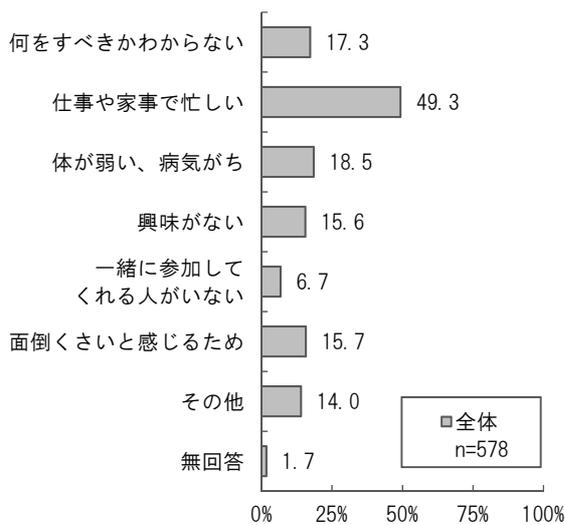
○参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動の分野は、「健康づくり・保健分野」(24.9%)が最も高く、次いで「自治会などの地域活動」(22.9%)、「生きがいづくり(生涯学習)分野」(21.7%)、「環境・美化分野」(19.7%)となっています。

○参加したくない理由は、「仕事や家事で忙しい」(49.3%)が最も高くなっています。

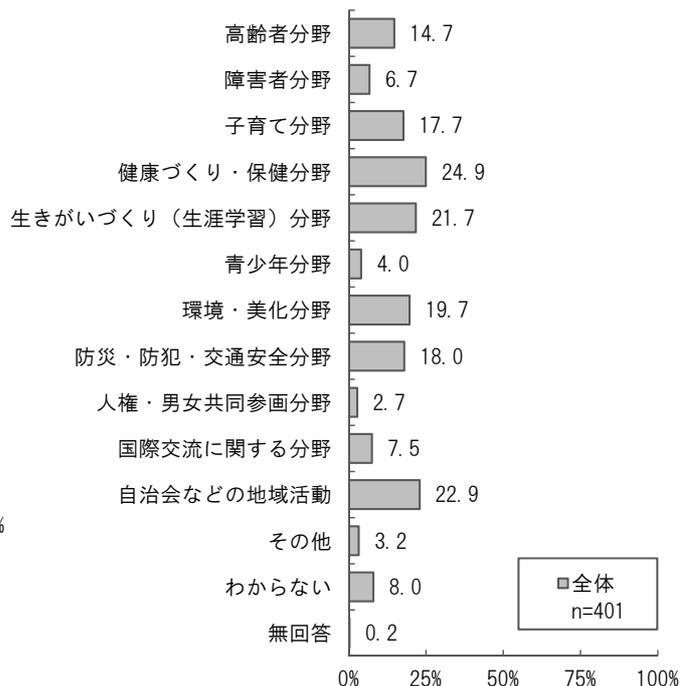
■ ボランティアや地域活動への参加状況



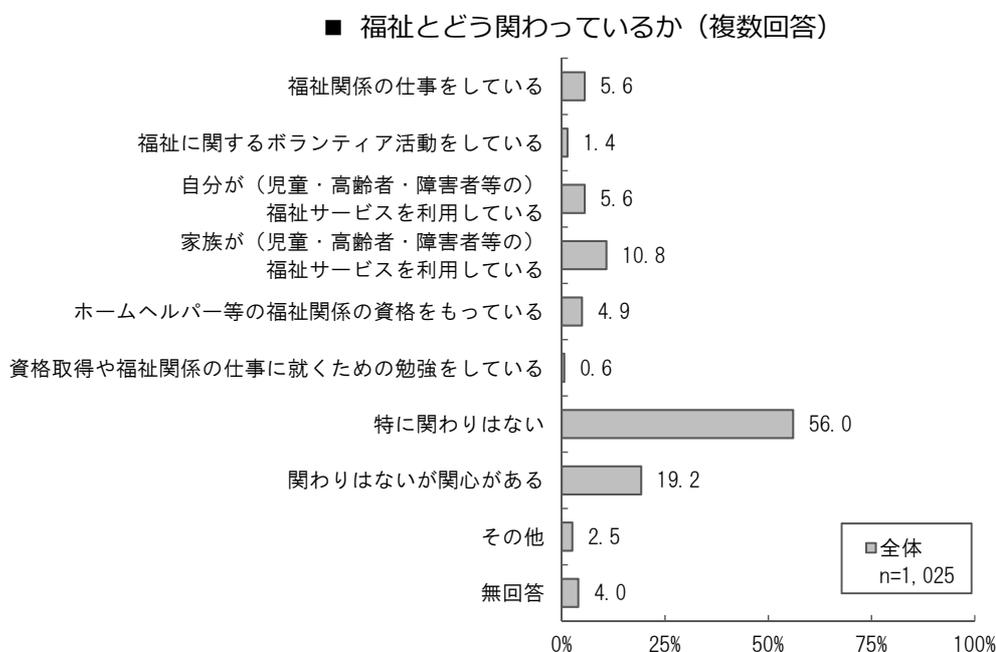
■ 参加したくない理由(複数回答)



■ 参加したい(続けたい)ボランティアや地域活動の分野(複数回答)

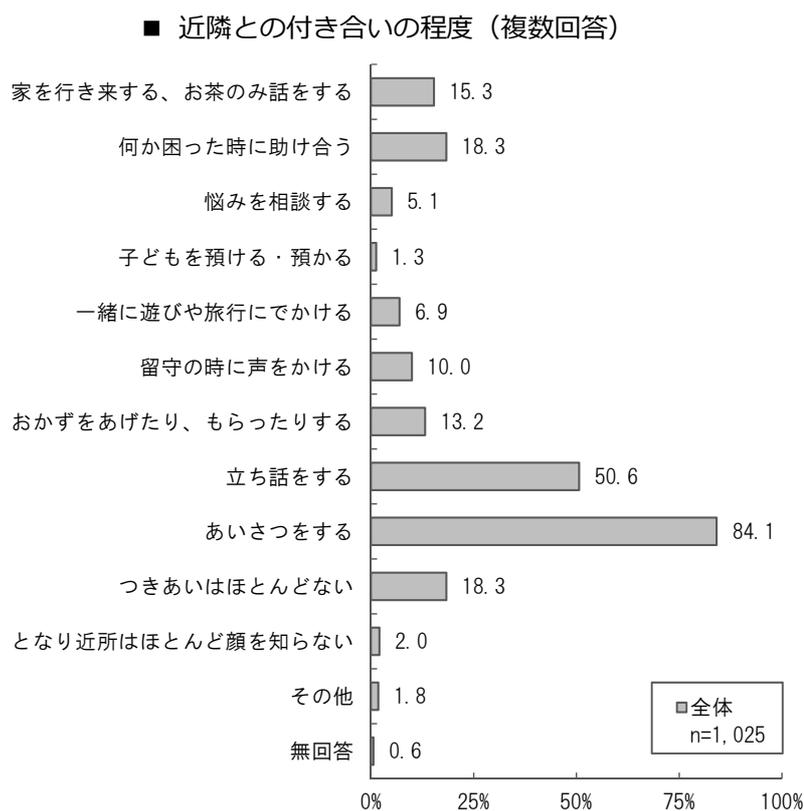


○福祉とどうかかわっているかをみると、「家族が（児童・高齢者・障害者等の）福祉サービスを利用している」（10.8%）が最も高くなっています。また、「特に関わりはない」（56.0%）は5割を超え、「関わりはないが関心がある」（19.2%）は約2割となっています。



② 地域の支え合いについて

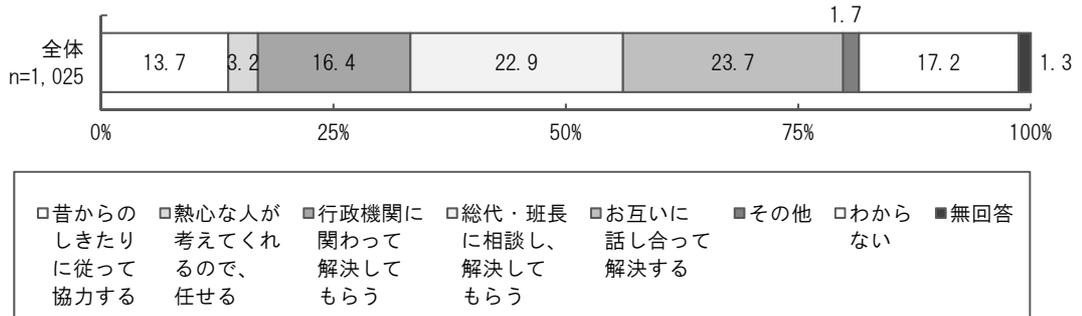
○近隣との付き合いの程度は、「あいさつをする」（84.1%）が最も高くなっています。



○地域で困ったことが生じたときの解決方法をみると、「お互いに話し合って解決する」(23.7%)が最も高く、次いで「総代・班長に相談し、解決してもらう」(22.9%)となっています。

○地域福祉の充実のために市に取り組んでほしいことは、「住民同士の支え合い活動の支援」と回答した方が約4割います。(24頁グラフを参照)

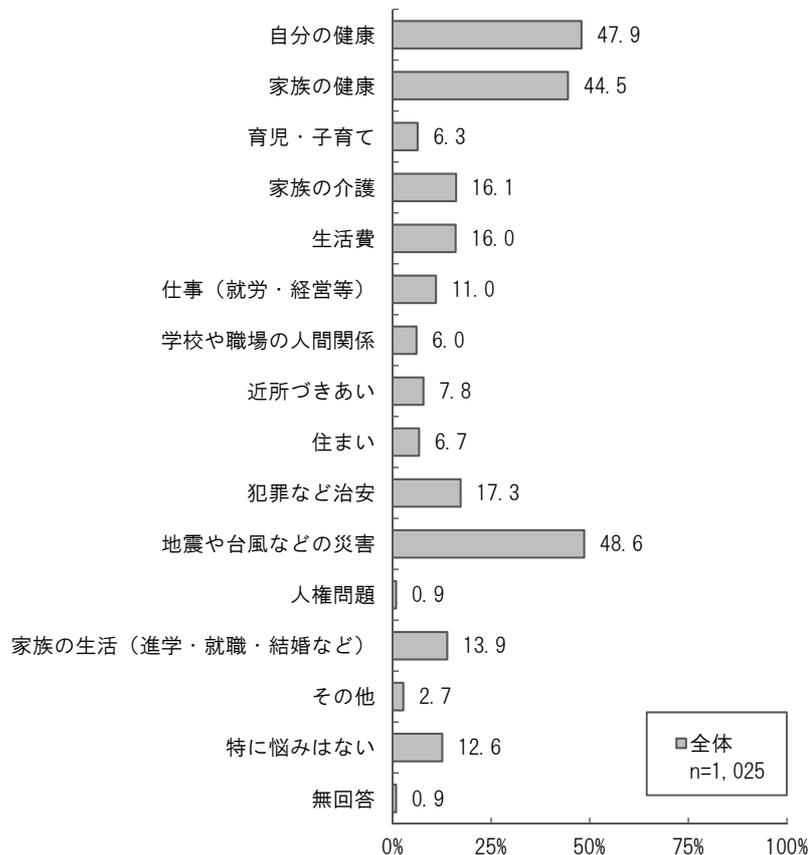
■ 地域で困ったことが生じたときの解決方法



③ 日常生活の悩みや不安の相談先について

○日々の生活への悩みや不安をみると、「特に悩みはない」と回答した方は12.6%となり、約9割の方が何かしら悩みを抱えている状況です。

■ 日々の生活への悩みや不安（複数回答）

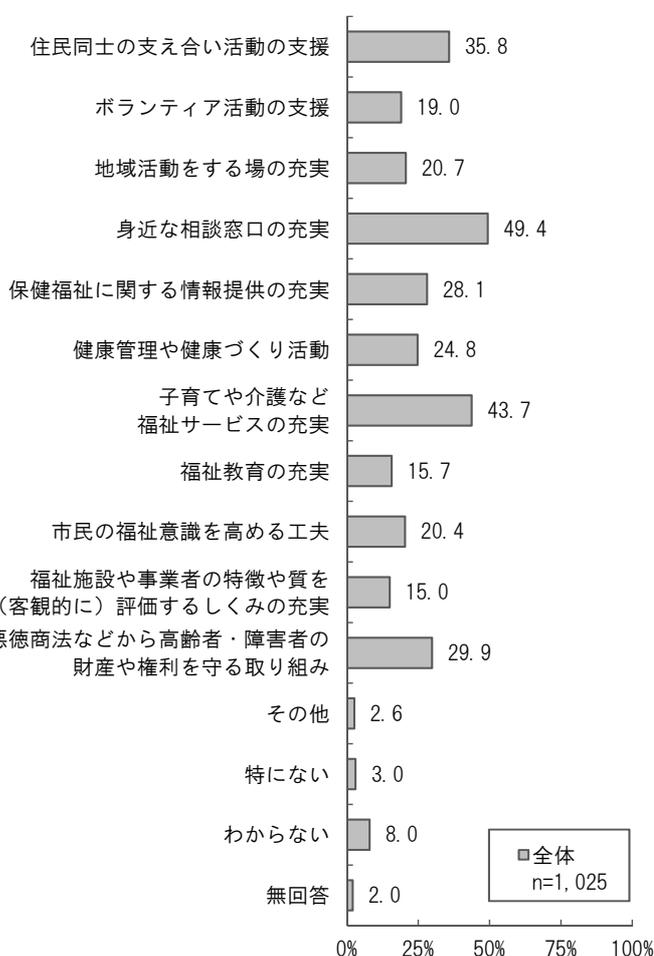
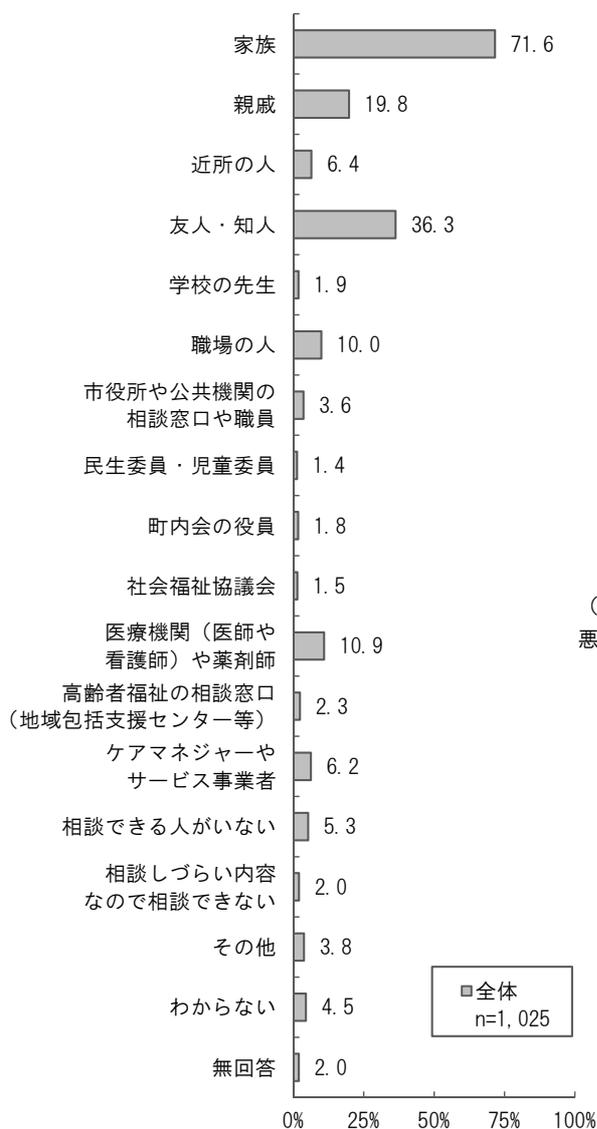


○生活上の問題における相談相手をみると、「家族」(71.6%)が最も高く、次いで「友人・知人」(36.3%)、「親戚」(19.8%)、「医療機関(医師や看護師)や薬剤師」(10.9%)、「職場の人」(10.0%)となっています。一方、「市役所や公共機関の相談窓口や職員」「高齢者福祉の相談窓口(地域包括支援センター等)」などの相談窓口と回答した方は1割未満となっています。

○地域福祉の充実のために市に取り組んでほしいことは、「身近な相談窓口の充実」(49.4%)が最も高くなっています。

■ 生活上の問題における相談相手(複数回答)

■ 地域福祉の充実のために市に取り組んでほしいこと(複数回答)

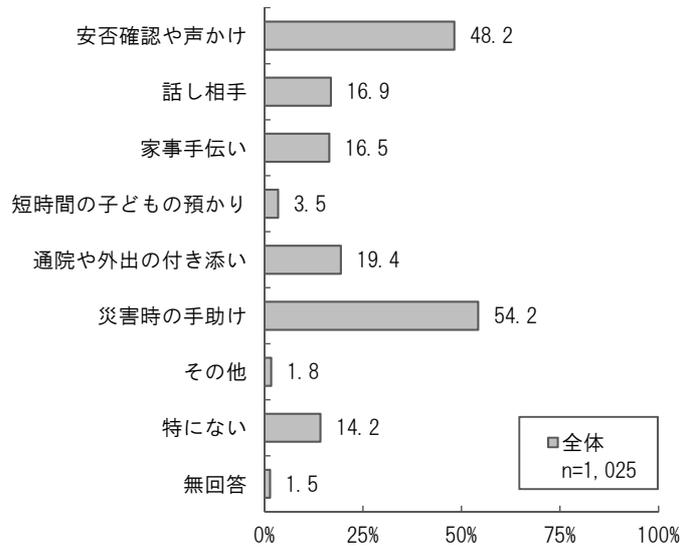


④ 災害時について

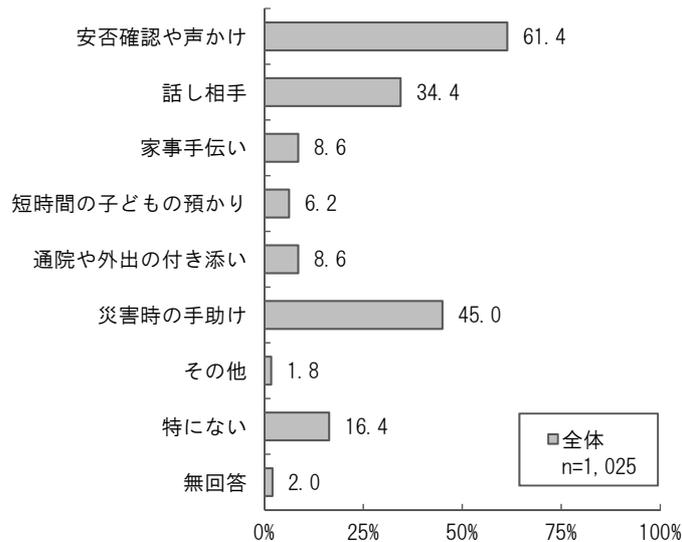
○日々の生活への悩みや不安をみると、「地震や台風などの災害」(48.6%)が最も高くなっています。(23頁グラフ参照)

○日常生活が不自由になった時、地域にして欲しいことでは、「災害時の手助け」(54.2%)が最も高く、反対に地域で困っている人や家庭に出来ることは、「安否確認や声かけ」(61.4%)が最も高く、次いで「災害時の手助け」(45.0%)となっており、地域住民の災害への関心が高いことがうかがえます。

■ 日常生活が不自由になった時、地域にして欲しいこと (複数回答)



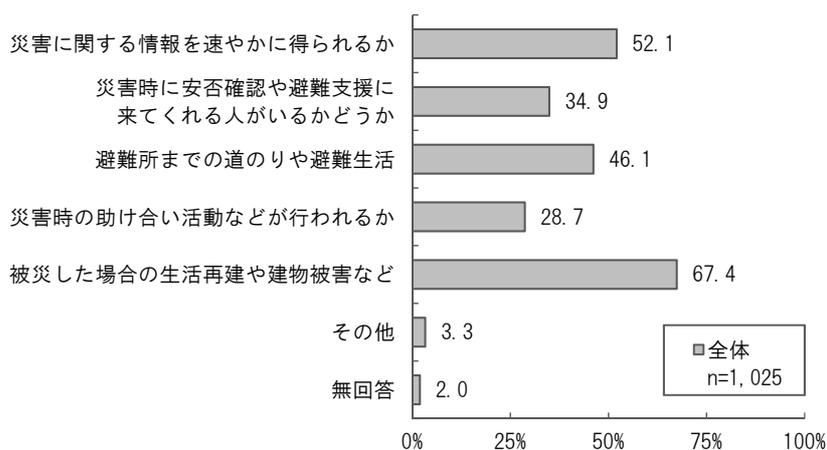
■ 地域で困っている人や家庭に出来ること (複数回答)



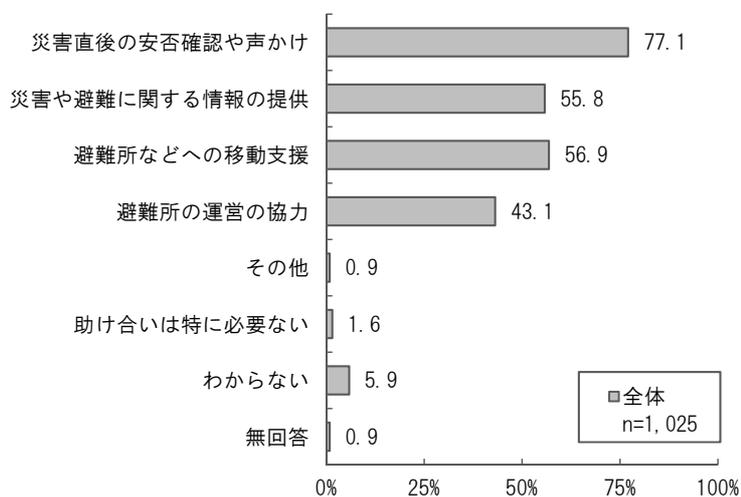
○災害が起こった時に不安に思うことでは、「被災した場合の生活再建や建物被害など」(67.4%)が最も高く、次いで「災害に関する情報を速やかに得られるか」(52.1%)、「避難所までの道のりや避難生活」(46.1%)となっています。

○災害時に必要だと思う地域の助け合いは、「災害直後の安否確認や声かけ」(77.1%)が最も高く、次いで「避難所などへの移動支援」(56.9%)、「災害や避難に関する情報の提供」(55.8%)、「避難所の運営の協力」(43.1%)となっています。

■ 災害が起こった時に不安に思うこと（複数回答）

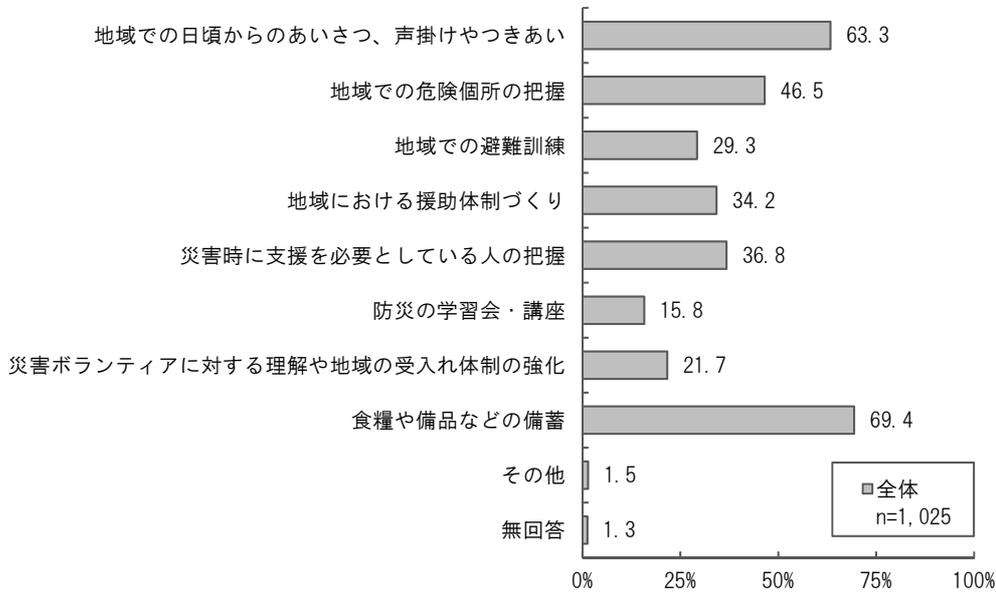


■ 災害時に必要だと思う地域の助け合い（複数回答）



○地域における災害時の備えとして重要だと思うことは、「食糧や備品などの備蓄」(69.4%)が最も高く、次いで「地域での日頃からのあいさつ、声掛けやつきあい」(63.3%)となっています。

■ 地域における災害時の備えとして、重要だと思うこと（複数回答）

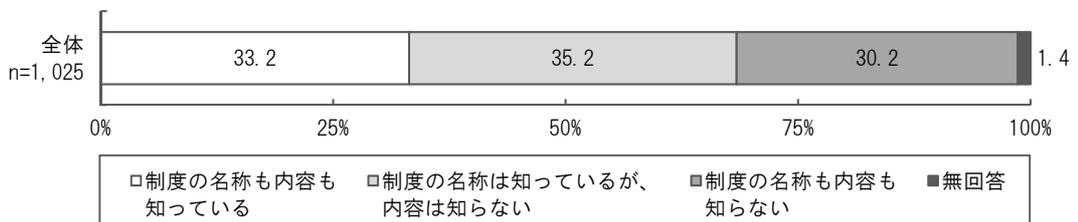


⑤ 成年後見制度について

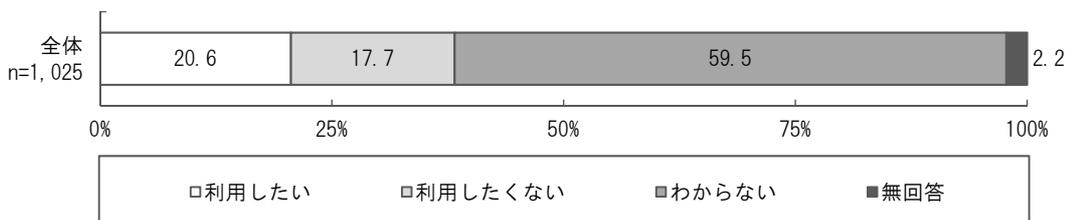
○成年後見制度について、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」(35.2%)が最も高く、「制度の名称も内容も知らない」(30.2%)と合わせると約7割が知らない状況となっています。

○成年後見制度の利用意向は、「利用したい」が20.6%、「利用したくない」が17.7%、「わからない」が59.5%となっています。

■ 成年後見制度の周知度

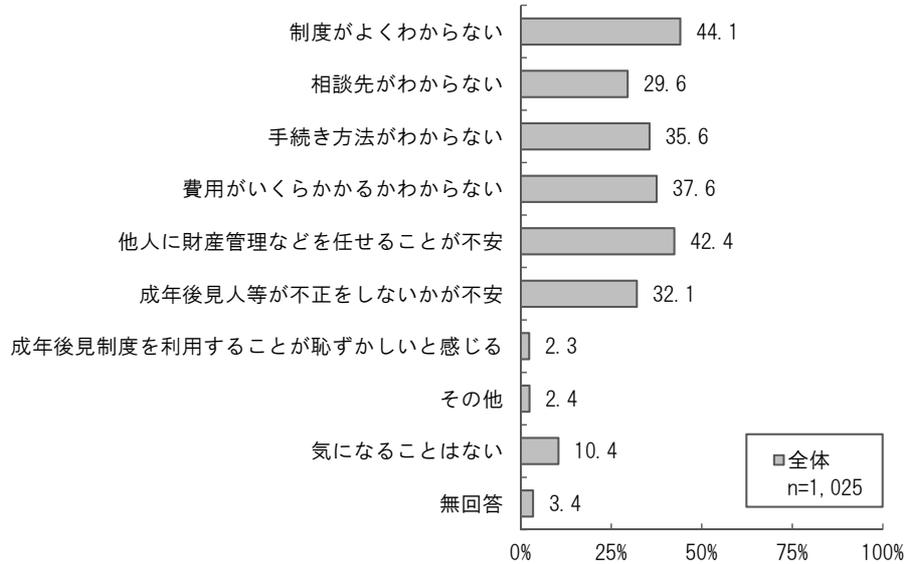


■ 成年後見制度の利用意向



○成年後見制度の利用で気になることは、「制度がよくわからない」(44.1%)が最も高く、次いで「他人に財産管理などを任せることが不安」(42.4%)、「費用がいくらかかるかわからない」(37.6%)、「手続き方法がわからない」(35.6%)となっています。

■ 成年後見制度の利用で、気になること（複数回答）

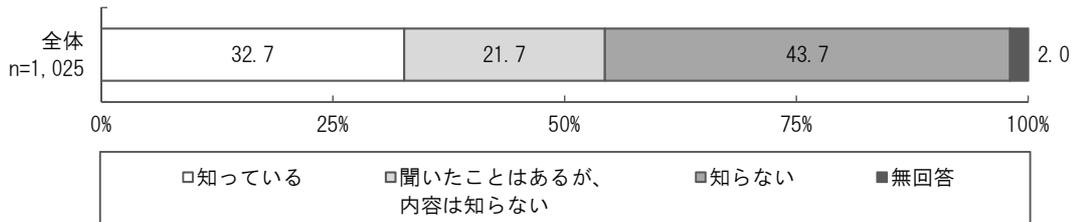


⑥ ひきこもり対策について

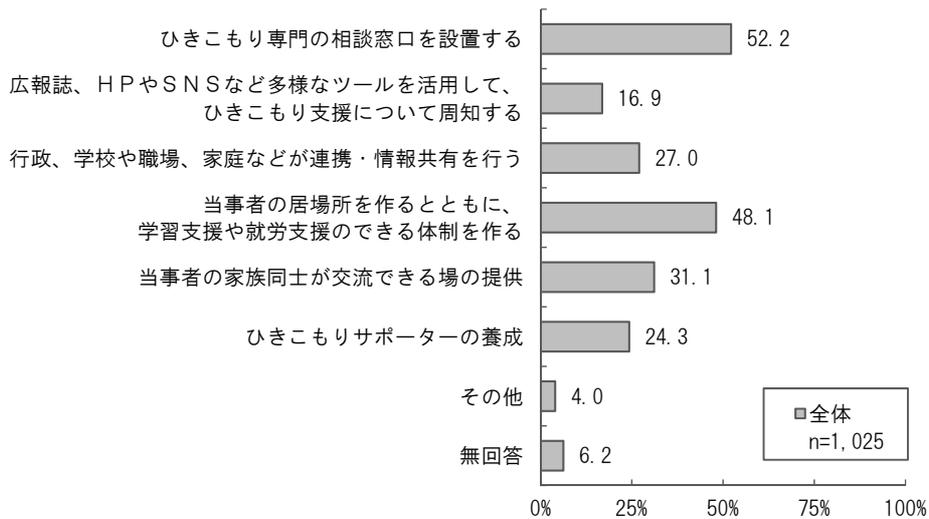
○「8050問題」について、「知らない」(43.7%)が最も高く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」(21.7%)と合わせると約7割が知らない状況となっています。

○ひきこもり当事者や家族に対して必要だと思う支援は、「ひきこもり専門の相談窓口を設置する」(52.2%)が最も高く、次いで「当事者の居場所を作るとともに、学習支援や就労支援のできる体制を作る」(48.1%)となっています。

■ 「8050問題」の周知度



■ ひきこもり当事者や家族に対して必要だと思う支援（複数回答）

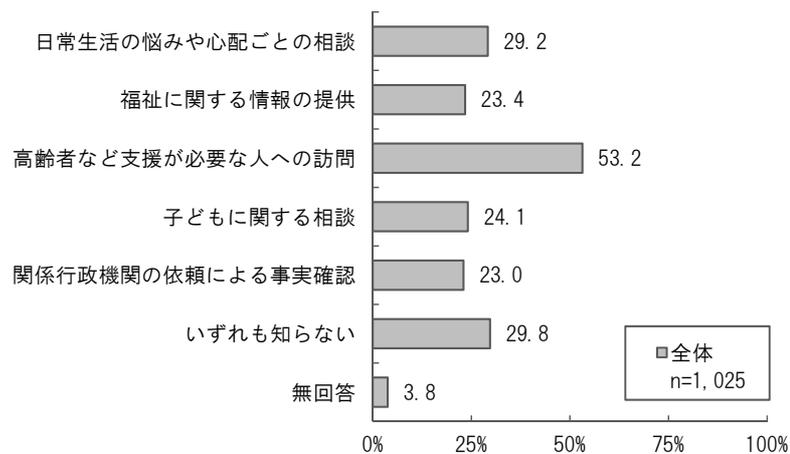


⑦ 地域活動者・事業者について

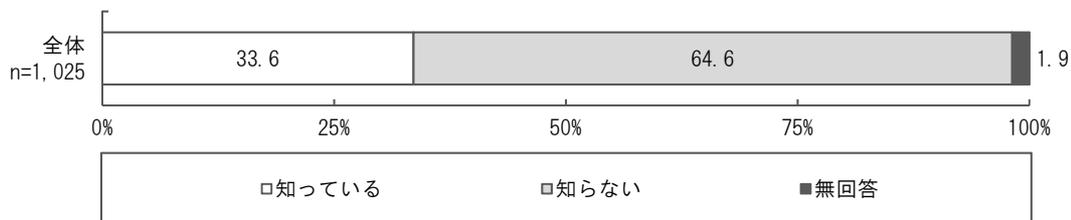
○民生委員・児童委員が行っている活動で知っているものは、「高齢者など支援が必要な人への訪問」(53.2%)が最も高く、「いずれも知らない」(29.8%)は約3割となっています。

○地域の民生委員・児童委員について、「知っている」が33.6%、「知らない」が64.6%となっています。

■ 民生委員・児童委員が行っている活動で知っているもの（複数回答）



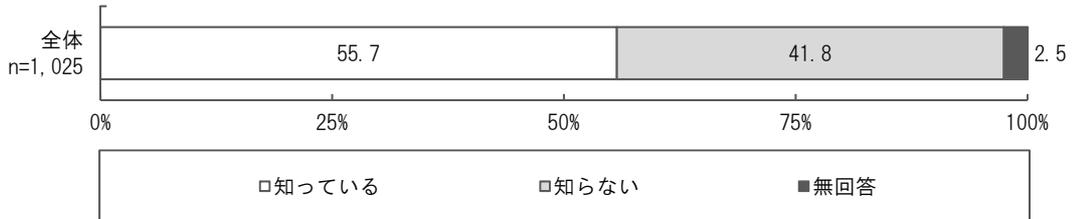
■ 地域の民生委員・児童委員の周知度



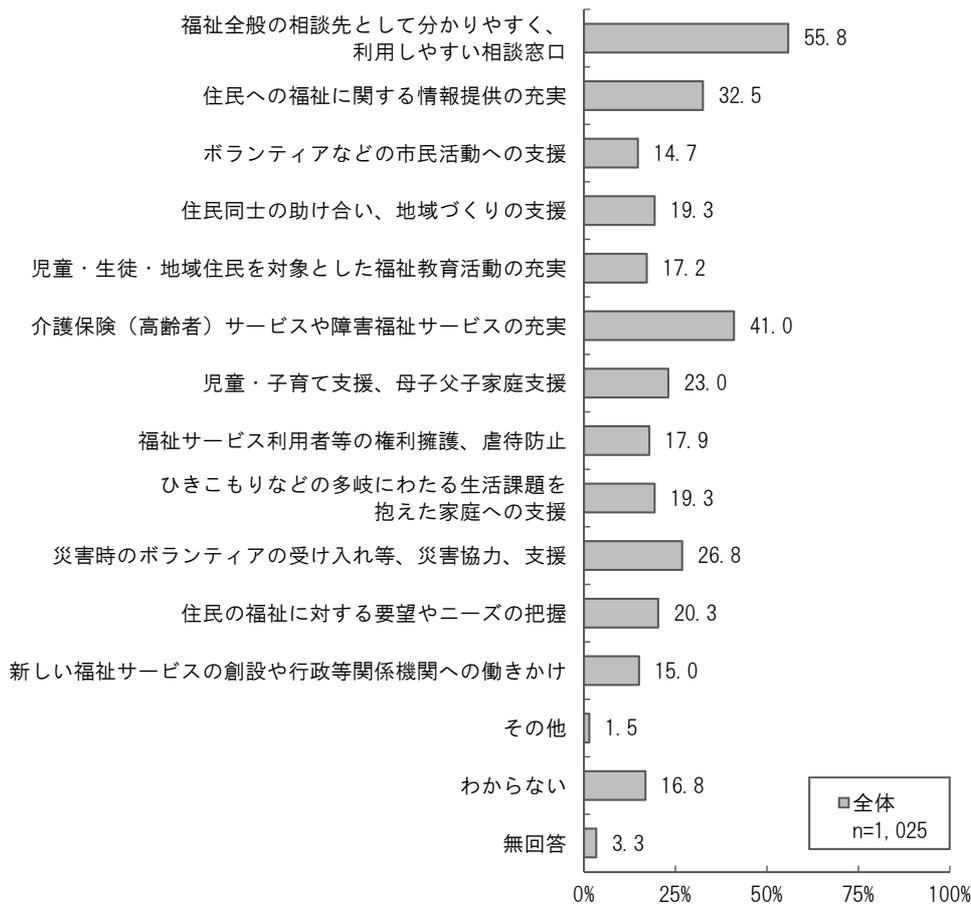
○社会福祉協議会について、「知っている」が55.7%、「知らない」が41.8%となっています。

○社会福祉協議会に期待することは、「福祉全般の相談先として分かりやすく、利用しやすい相談窓口」(55.8%)が最も高く、次いで「介護保険(高齢者)サービスや障害福祉サービスの充実」(41.0%)となっています。

■ 社会福祉協議会の周知度

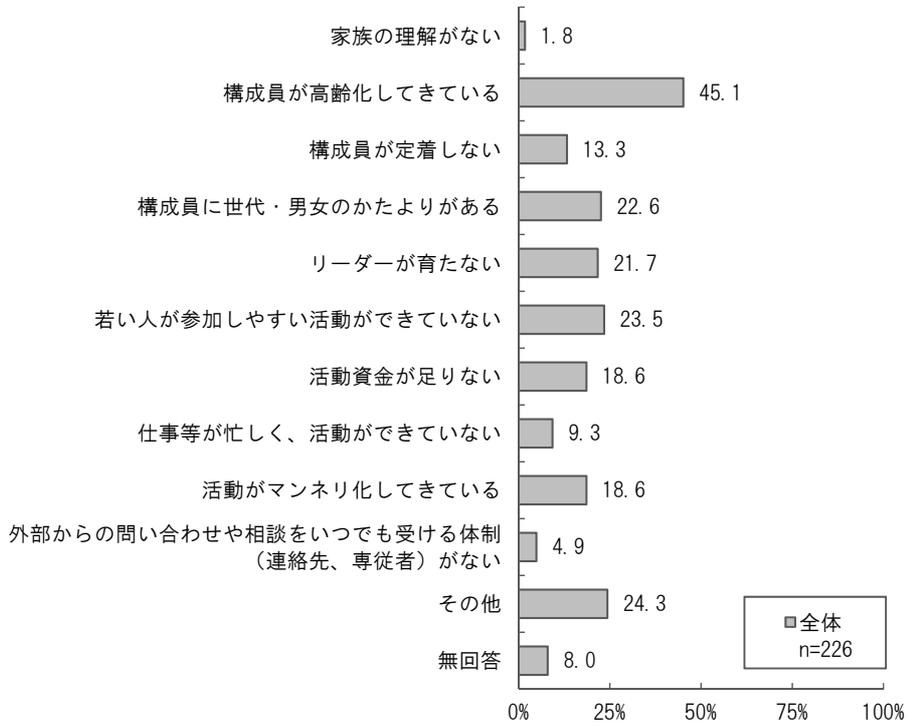


■ 社会福祉協議会に期待すること (複数回答)



○地域福祉活動団体の運営上で困っていることは、「構成員が高齢化してきている」(45.1%)が最も高く、次いで「若い人が参加しやすい活動ができていない」(23.5%)、「構成員に世代・男女のかたよりがある」(22.6%)となっています。

■ 団体の運営上で困っていること（複数回答）

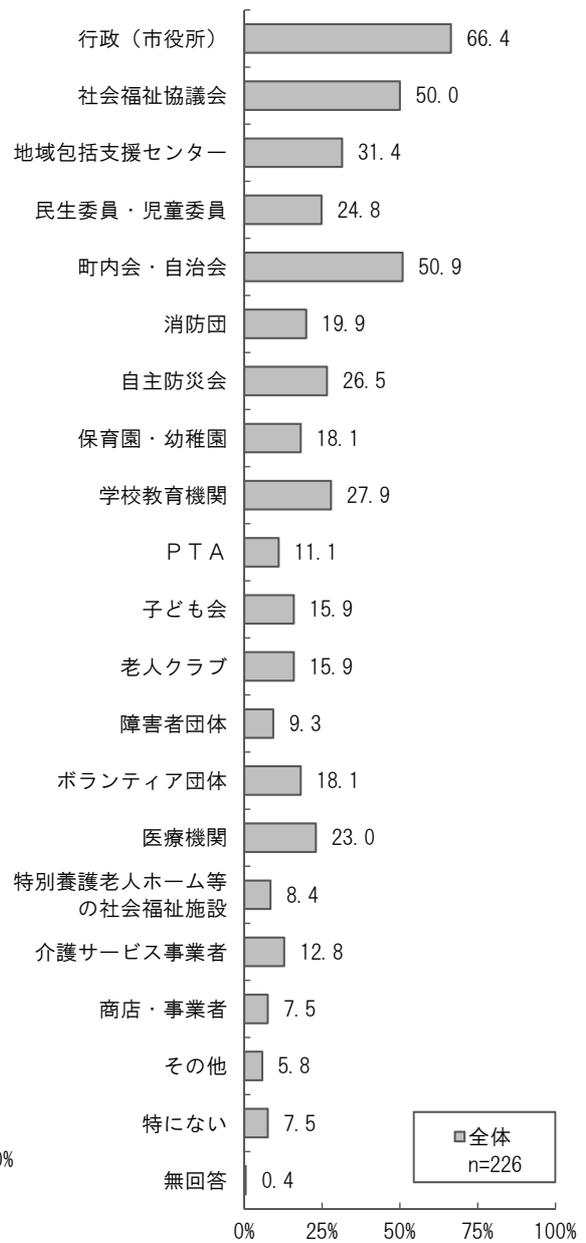
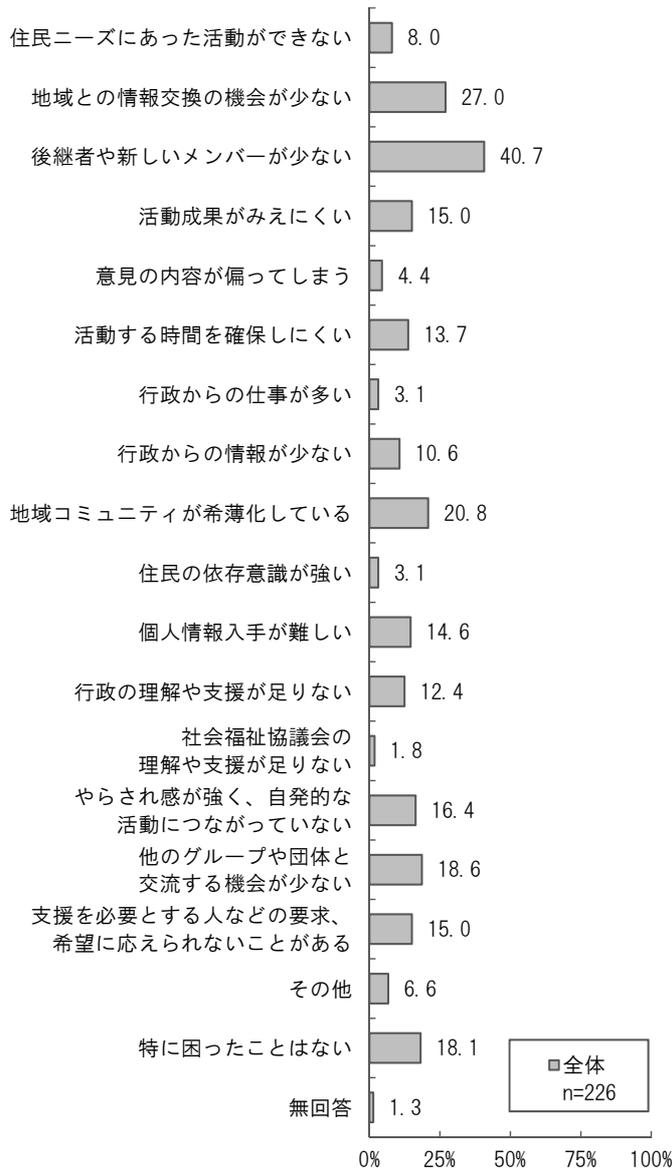


○団体の活動を進める上での課題では、「後継者や新しいメンバーが少ない」(40.7%)が最も高く、次いで「地域との情報交換の機会が少ない」(27.0%)、「地域コミュニティが希薄化している」(20.8%)となっています。

○活動にあたって連携が必要な組織・団体は、「行政(市役所)」(66.4%)が最も高く、次いで「町内会・自治会」(50.9%)、「社会福祉協議会」(50.0%)、「地域包括支援センター」(31.4%)となっています。

■ 団体の活動を進める上での課題(複数回答)

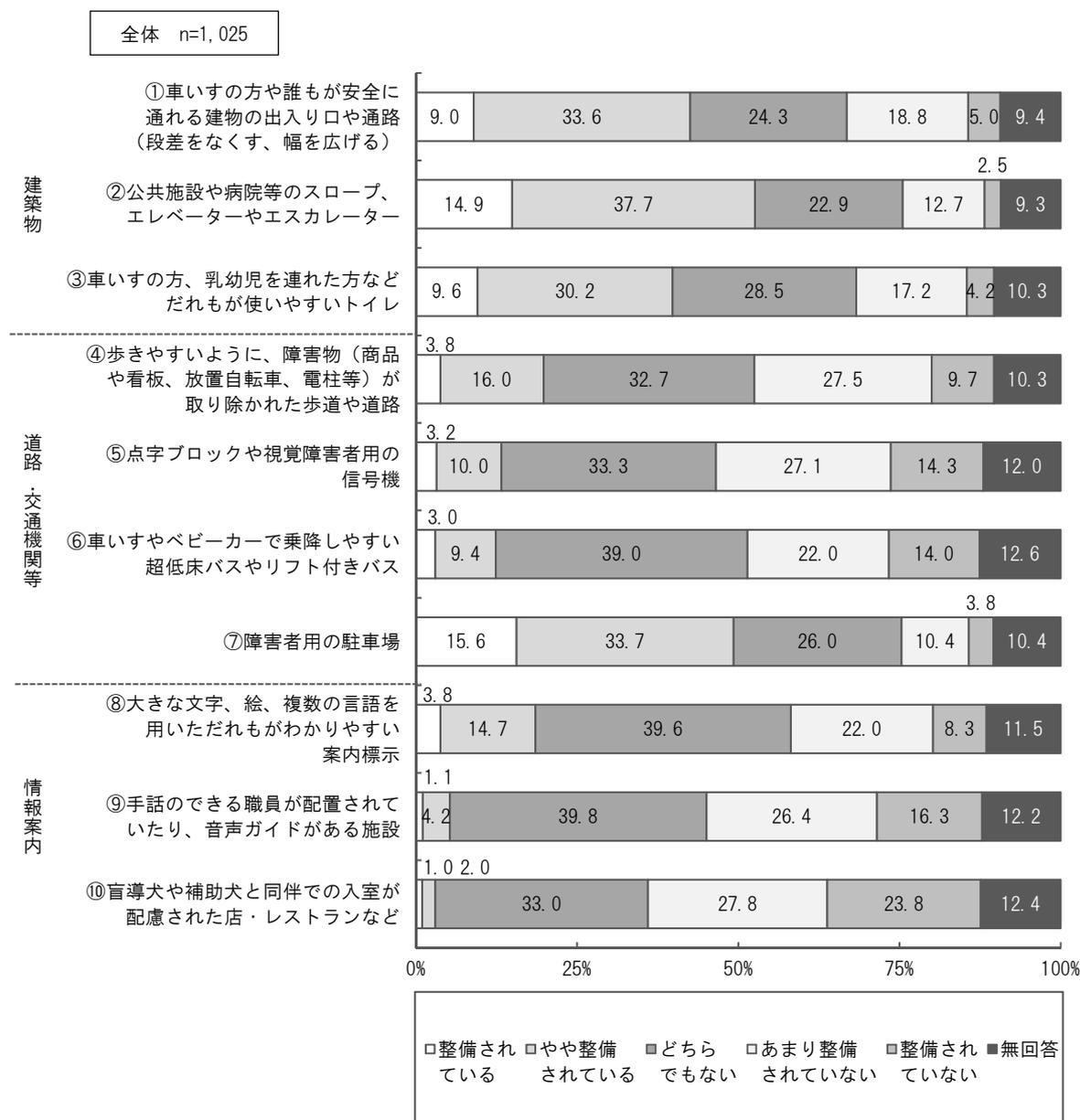
■ 活動にあたって連携が必要な組織・団体(複数回答)



⑧ 福祉サービスや生活環境について

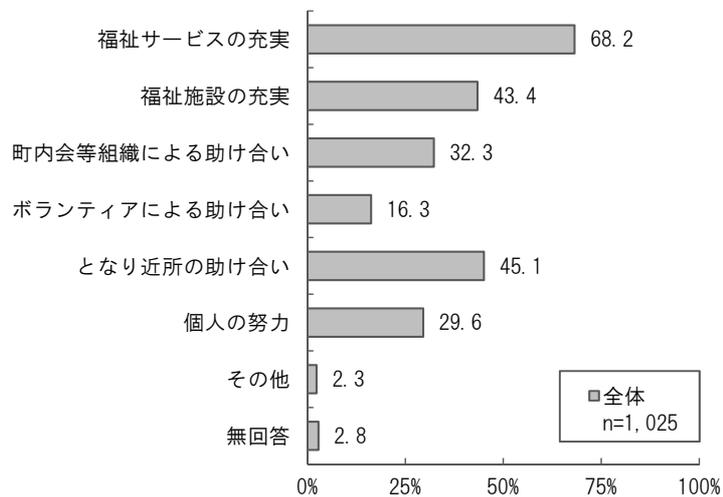
〇市の建築物や公共交通機関、情報案内、公園や道路などについて、すべての人が利用しやすく整備されている（「整備されている」＋「やや整備されている」）と思う項目をみると、建築物の「②公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター」と、道路・交通機関等の「⑦障害者用の駐車場」が、ともに約5割で高くなっています。一方で、整備されていない（「あまり整備されていない」＋「整備されていない」）と思う項目は、情報案内の「⑨手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」、「⑩盲導犬や補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど」が高くなっています。

■ 愛西市は利用しやすいように整備されていると思うか



○地域で安心して暮らしていくために大切だと思うことをみると、「福祉サービスの充実」(68.2%)が最も高く、次いで「となり近所の助け合い」(45.1%)、「福祉施設の充実」(43.4%)となっています。

■ 地域で安心して暮らしていくために大切だと思うこと（複数回答）



(3) アンケート調査結果からみた課題のまとめ

1

ボランティアや地域活動について

ボランティアや地域活動を活性化していくためには、事業や活動について地域住民へ広く周知するとともに、参加を希望する方が気軽に参加できるよう、活動内容を見直すなど質的向上をめざす必要があります。また、地域住民等が地域福祉に対する意識を高め、それぞれが地域福祉の担い手であることを自覚できるよう福祉意識の醸成を図る必要があります。

2

地域の支え合いについて

地域でのつながりをより深め、地域住民が主体的に地域課題を把握し、地域の課題を自らの課題として捉え、支え合う地域づくりをめざすために、地域住民の世代を超えた交流活動の場の提供や支え合い活動の場の提供、交流するための活動を促進する必要があります。

3

日常生活の悩みや不安の相談先について

地域住民の悩みや不安が深刻化する前に、必要時に適切な支援に結びつくよう、地域住民をはじめとする行政や福祉事業者^{※3}、福祉活動者^{※4}など多様な主体が協働し、地域の身近な場所で相談ができる環境を整備するとともに、地域では解決できない複雑な課題に対応するための福祉団体や専門職種等の連携による包括的な相談支援体制の構築、整備を行う必要があります。また、相談窓口や福祉サービスの充実とともに、それらについて様々な媒体を活用し、地域住民へ広く周知する必要があります。

4

災害時について

日頃から安全・安心に暮らせる地域づくりをめざすためには、地域住民同士の助け合いの輪を広げるとともに、自分自身や家族でできる防災対策や災害時に地域で助け合い活動を行えるよう、地域住民の防災意識を高め、備えておくことが重要です。そのため、関係機関等と連携し、地域住民の防災への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災活動の促進などの取組を推進する必要があります。また、地域や福祉施設等との連携による、要配慮者の把握や備蓄などの支援体制の構築を図る必要があります。

※3 本計画における福祉事業者とは、福祉・医療に関する職員・事業所・社会福祉協議会等を示します。(詳細は44頁を参照)

※4 本計画における福祉活動者とは、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、企業等を示します。

(詳細は44頁を参照)

5 成年後見制度について

5

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で安全に、安心して暮らしていけるよう、地域住民が成年後見制度について正しく理解することが重要です。そのためには、制度の内容や手続き方法などを広く周知していく必要があります。また、制度が必要な方の把握や相談支援体制の構築、支援の担い手として親族後見人を含めた活動の支援や市民後見人の育成などの取組を行い、権利擁護支援の充実を図る必要があります。

6

6 ひきこもり対策について

ひきこもりの状態にある本人やその家族が、身近な地域において相談や支援を受けることができるよう、相談窓口を設置するとともに、相談窓口などの支援機関の周知を図る必要があります。また、相談後に家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援や、専門機関への紹介などの支援体制を構築する必要があります。

7

7 福祉活動者・事業者について

地域住民が民生委員・児童委員とともに地域福祉を推進していくためには、民生委員・児童委員の役割や活動について地域住民に対し広く周知する必要があります。また、地域での活動を活性化していくためには、担い手不足や負担感の増大などの課題を解決し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを推進する必要があります。

社会福祉協議会については、地域住民が主体的に地域福祉を推進していくことができるよう地域住民に対し、社会福祉協議会の役割を広く周知するとともに、地域住民の福祉活動への支援や企画した地域活動等への参加を働きかけるなどの取組を強化する必要があります。また、地域住民が身近な地域で利用しやすい相談窓口として活用してもらえるよう、日頃から地域住民と関わり地域課題やニーズを把握する機能や社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療、教育など、幅広い関係分野とのネットワーク（連携）機能を活かし、相談支援体制の強化に努める必要があります。

地域福祉活動団体の活動を活性化し、地域住民とともに地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動団体やその関係機関と連携し、地域住民が活動に参加しやすい仕組みづくりや地域活動の担い手の確保・育成に努める必要があります。また、地域福祉活動団体同士や地域、関係機関などと情報交換ができる場の提供など、地域福祉活動団体が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

福祉サービスや生活環境について

8

すべての地域住民が安心・安全で快適に暮らしていける環境づくりのために、交通整備やバリアフリー化を進めるとともに、地域住民同士の助け合いを基盤とした、支援を必要とする人が適切なサービスを受け入れる体制の整備、また福祉分野で働く魅力の醸成や知識・技術の向上、働きやすい環境づくりの推進を図り、専門人材の育成・確保に努める必要があります。

3 前期計画の評価と課題

目標1 身近な地域の支え合い活動を進める

基本目標1では、身近な地域で地域住民同士が助け合い、支え合い、地域の課題を解決していけるよう、その基盤となる町内会の範囲での地域住民同士が、立ち話ができる関係を基本とした支え合い活動の促進や、有志活動者、ボランティア団体・NPO法人の支援のもと町内会より広い範囲での支え合い活動の促進に努めました。

主な取組としては、ご近所同士の見守り活動を促進するため、民生委員による高齢者世帯調査、高齢者見守り訪問等により安否確認、孤立死防止・早期発見の取組を行いました。また、地域住民同士の交流を促進するために、サロン活動及び地域住民が主体となって支援する通所型サービスB^{※5}を実施してきました。

一方、高齢化、核家族化が進むなか、高齢者に限らず、子どもから大人まで助けを必要としているすべての人に支援が行き届くよう、地域住民同士の支え合いの基盤づくりや、対象や支援の方法の見直しが課題となっています。

今後は、新たなサロン活動の増加や世代を超えた地域住民同士の交流の場の提供、また、活動場所の提供、対象や支援方法の拡大など、地域住民同士が支え合い活動をする上での基盤となる仕組みを整備し、地域住民同士の支え合い活動をより活性化する必要があります。

目標2 ボランティア活動・地域活動を推進する

基本目標2では、地域住民が主体となって、ボランティア活動や地域活動を活性化し、地域コミュニティでの連帯感やつながりを感じながら、心豊かに暮らしていけるよう、地域活動・ボランティア活動の助成、活動拠点の確保、活動の魅力発信、活動者の育成など、活動しやすい環境の整備に努めました。

主な取組としては、地域活動・ボランティア活動の応援の一環として平成30年度より、地域住民主体の地域づくりを進める目的のため、公募による市民活動団体が行う自発的かつ公益的な活動に要する費用に対して補助金を交付する市民活動支援公募事業補助事業を開始しました。また、活動に役立つ情報提供として、福祉関連団体のネット

※5 通所型サービスBとは、住民主体による主に要支援者を対象に介護予防や交流、趣味活動などを行う通いの場です。

ワークについては、情報交換会や意見交換会等を実施し、団体間の交流を図りました。

一方、地域のつながりが希薄化するなかで、若年層の地域活動への不参加や活動登録会員などの人材を積極的に活用できていない、また、活動の情報発信が十分でない点などが課題となっています。

今回のアンケート調査結果から、地域住民の中には、地域活動やボランティア活動へ参加したい方が一定数見込めることが分かりました。そのため、今後は、活動の魅力発信の方法や、担い手づくりの企画内容などの見直しを検討するなど、参加意思があるものの、実際の活動につながっていない人を参加につなげる仕組みを構築する必要があります

目標3 支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする

基本目標3では、地域住民が困った時や支援が必要な時に、気軽に相談することができ、適切な支援につながるよう、相談窓口の周知、情報提供や、行政の各担当課が関係機関等と連携強化に努めました。

主な取組としては、支援が必要な時にできるだけ早く適切な相談窓口にとどつき、相談ができるよう、日頃から関連機関等との連携を深めるとともに、生活困窮者の就労支援、虐待などの相談については支援体制の充実を図りました。また、情報提供としては、広報紙やホームページ、健康診査などを含む各種イベント時のチラシ配布や、地域に直接情報提供することができる出前講座を積極的に実施しました。

一方、地域住民が気軽に相談でき、相談者の属性や相談内容の分野に捉われない包括的な相談窓口をめざすとともに、誰にでもわかりやすい言葉で相談に応じる工夫やスキルの習得、相談後の適切な支援につなげる支援体制の整備が課題となっています。

今後は、包括的な相談支援体制の構築をめざし、分野ごとに関係機関と連携するだけでなく、分野を超えて多機関と協働し、支援体制を整備する必要があります。そのうえで、地域住民との連携や情報提供の方法、地域の民生委員・児童委員などの関係者や関連機関、専門職等との具体的な連携方法を改めて整理し、支援を必要とする人を早期かつ積極的に把握し、適切な支援につなげることができる仕組みの基盤整備をする必要があります。

目標4 福祉サービスを充実する

基本目標4では、支援を必要とする人が、適切な福祉サービスがいつでも利用できるよう、民間事業やNPO法人等とのパートナーシップによる各種サービス基盤の充実、福祉サービスの質の向上、また、福祉サービスを支える人材の育成・確保に努めました。

主な取組としては、各分野別計画の主管課が中心となり、人材確保によりサービスの質の向上を図りました。例として、令和元年度から聴覚障害などがある人との円滑な意思疎通を図るため、社会福祉課の窓口到手話通訳者を配置しました。また、地域住民主体のサービスを実施するため生活支援サポーター養成講座の開催や、買い物や病院に行く際の支援充実のため、令和2年度より運転ボランティア講座を始めました。

一方、地域住民が抱える課題が複雑多様化するなかで、生活困窮、ひきこもり、虐待

など、あらゆる問題に対応できる、より質の高いサービスの提供が求められています。また、高齢化が進む中、今後、福祉分野の人材不足はますます深刻化すると見込まれており、それらの問題は、アンケート調査等の結果から本市においても課題として捉えることができます。

今後は、各主管課、関係機関との協働により複雑多様化した課題にも対応できるサービス基盤を構築するとともに、従事する多くの職員が研修や講座を受講し、技術の習得・向上を図ることができるような仕組みを検討する必要があります。また、福祉分野で働く魅力を発信するとともに、働き続けることができる職場環境づくりに取り組み、人材確保につなげる必要があります。

目標 5 地域福祉について共に学ぶ機会を充実する

基本目標 5 では、講座や啓発を通して、多くの地域住民が福祉に関心を持ち、地域福祉を推進していくことができるよう、幅広い世代に対する福祉活動やイベント・啓発活動などの福祉を学ぶ機会の充実に努めました。

主な取組としては、認知症の方が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーター養成講座を小中学生など若い世代へ広げ、社会福祉法人を対象にオンラインによる開催を実施しました。

一方、過去に講座等を受講し、福祉を学び、現在地域で活躍している登録者の高齢化が進んでおり、登録者の減少が懸念されています。

今後は、各地域での受講者や福祉活動者の状況を把握した上で、学びの場の機会を提供し、どの地域においても、地域住民主体の福祉活動が活性化するよう、施策を推進していく必要があります。また、地域住民が学びを活かして、地域で活躍できる仕組みを整備し、特に若年層の福祉活動者を増やしていく必要があります。

目標 6 安心・安全なまちづくりを推進する

基本目標 6 では、日頃の地域住民同士の支え合い活動を基盤に、災害時の安否確認や防犯活動、環境美化などのまちづくり活動を行うことで、安心・安全なまちづくりにつながるよう、地域住民と共に災害時の支援体制強化、交通移動手段の充実、バリアフリー化、地域における環境美化や防犯活動の支援や推進に努めました。

主な取組としては、万一の救急時に救急隊員などが救護者の情報を活用し、迅速な救命活動を行えるよう、救急医療情報キット配布を促進し、年々配布世帯数は増加しています。また、高齢化が進む中、高齢者の移動手段の確保として、高齢者のタクシー料金助成の対象者を令和 2 年 7 月から 80 歳以上の方全員に拡充しました。さらに、高齢者や障害者を悪質商法等の犯罪から守るため、平成 29 年 4 月から海部地域 7 市町村共同で「海部地域消費生活センター」を開設し、市役所にて毎週巡回相談を実施するとともに、県海部総合庁舎でも相談窓口を設け、より質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整えました。

一方、防災対策については、災害対策等に関心のある地域住民が多いものの、地域の

自主防災会等で避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練等は未実施の自主防災会もあり、より多くの地域住民が日頃から防災に備える意識や地域住民と助け合う意識を持ち、訓練等を継続して実施していくことが課題となっています。また、防犯対策については、悪質商法等で被害にあったことを他人に相談できない、だまされたこと自体を理解できないなど、被害の実態が表面化しないことが課題となっています。

災害時の安否確認や助け合い活動を円滑にするためには、普段からの近所付き合いや地域との交流が重要となります。また、人と人とのつながりは災害時以外にも防犯対策や環境美化などの地域力として発揮されます。今後は、災害時の地域住民同士の助け合い活動への関心が高いことを踏まえ、災害時の支援体制をより多くの地域住民へ広く周知し、活用を促すとともに、それらを通じた地域住民のつながりを構築させ、他の地域活動の活性化にもつなげる必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉を推進していくためには、計画の基本理念、基本目標、取組の方向性を、地域住民、福祉関係団体・事業者、行政など、地域福祉にかかわる多様な主体と共有することが大切です。

本市では、前期計画において「みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち」を基本理念に、支え合う地域づくり、安心・安全に暮らせる地域づくりのために様々な取組を行ってきました。

しかし、近年の社会情勢の変化などにより地域のつながりが希薄化し、さらに人々が暮らす上での課題は複雑多様化し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現が求められています。

本市においても、地域共生社会の実現に向け、上位計画である愛西市総合計画や前期計画での理念を継承しながら、地域での取組をより活発化させ、一人ひとりが地域福祉の主役となり、支え合い、かかわり合い、愛があふれるまちづくりをめざします。そのため、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち

「みんなで支え」

地域において見守りや困った時に相談ができ、愛西市の良いところや住みやすい環境をみんなで守り、各々ができる力を出し合い支え合う地域づくりをめざします。

「みんなでかかわり」

市民や行政、その他いろいろな人がかかわり合い、つながりをつくりながら、安心・安全に暮らせる地域づくりをめざします。

「安心して暮らせる」

万一、災害等が発生した際にも地域で助け合えるまち、孤立死ゼロのまちなど、いつまでも安心して暮らせる地域づくりをめざします。

2 基本目標

前期計画の策定から10年が経過し、その間、社会情勢は変化し、地域福祉計画に求める役割も変化しています。そのため、本計画の基本目標においては、「地域住民が地域の課題を我が事と捉え、参画する」という観点から、前期計画の基本目標の考え方を踏襲しつつ、地域住民や福祉関係団体・事業者、行政などが取り組む共通の目標となるよう改めました。

【前期計画 基本目標】

- 1 身近な地域の支え合い活動を進める
- 2 ボランティア活動・地域活動を推進する
- 3 支援を必要としている人とサービスの橋渡しをする
- 4 福祉サービスを充実する
- 5 地域福祉について共に学ぶ機会を充実する
- 6 安心・安全なまちづくりを推進する

基本目標1 身近な地域で支え合うまちづくり

日頃から地域住民同士があいさつや立ち話ができる関係づくりの促進や、子どもから大人まで世代を超えた交流や学びの場の充実、地域の活動拠点づくりなどの取組を進め、地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手として自覚し、地域の困りごとや課題を支え合いにより解決していくまちづくりをめざします。

基本目標2 誰もが活躍できる仕組みづくり

誰もが地域福祉の活動を知るきっかけや、自らの能力や経験を活かした活躍の場が提供される仕組みづくりの構築を図り、すべての地域住民一人ひとりが地域の主役として、生きがいを持ちながら自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

基本目標3 支援を必要としている人とサービスを適切につなぐ仕組みづくり

誰もが必要な時に、身近な地域で相談ができ、また、属性や困りごとの分野にとらわれず、包括的に受け止め、適切な支援につなぐ仕組みづくりや、多職種が分野を超えて協働し、多様化する生活課題に対応できる福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のない支援の提供を受けながら、安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、福祉サービスを担う人材の確保・育成を強化し、持続可能な地域福祉をめざします。

基本目標4 安全で安心して暮らせる環境づくり

日頃の地域住民同士の支え合い活動を基盤に、地域ぐるみの防災活動や防犯活動、環境美化を促進するとともに、交通手段やバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の充実など快適な生活環境づくりを推進し、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。

3 地域福祉にかかわる様々な主体

本計画では、地域福祉にかかわる様々な主体を「地域住民」「福祉活動者」「福祉事業者」「行政」の4分類とし、取組においては、それぞれの役割を明確にし、それぞれの立場で携わり、さらにはそれぞれの立場が協働し、地域福祉を推進します。第4章では、各基本目標にそれぞれの役割を示し、地域全体で施策を展開します。

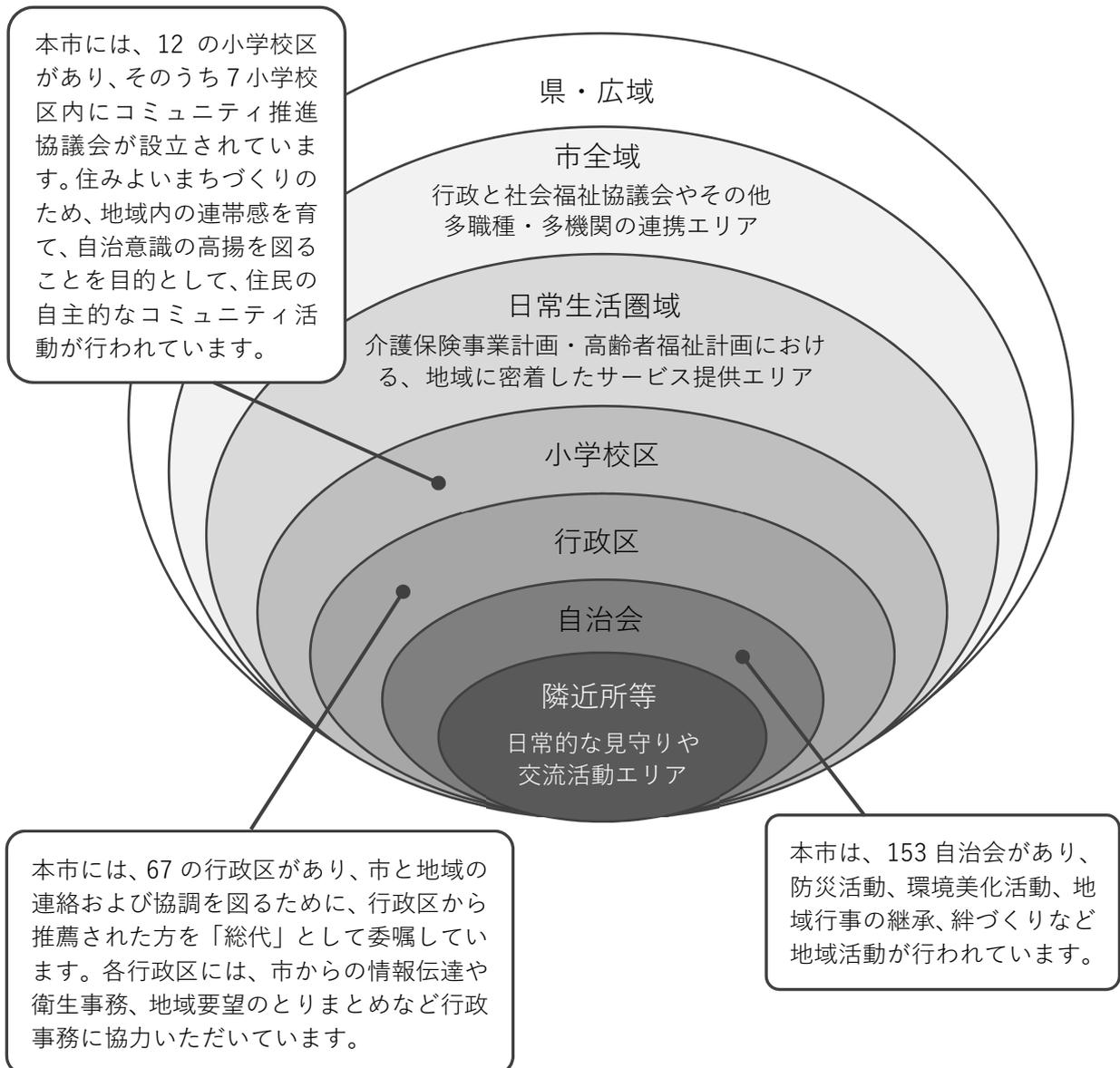


4 愛西市における地域の捉え方

本市は、約 66.7 km²の面積に人口 62,426 人（令和3年4月1日現在）の住民が暮らしていますが、地域ごとに抱える困りごとや課題は多種多様です。こうした身近な地域の困りごとや課題を、地域住民や福祉関係団体・事業者、行政などが、お互いに支え合い、協力し合いながら解決していくために、地域住民の生活範囲に応じた活動圏域を意識し、その中でそれぞれの役割や期待される取組、求められる取組、協力体制のあり方等を考えていくことが重要となります。

本計画では、地域住民を中心に最も小さい範囲を「隣近所等」として、そこから「自治会」、「行政区」、「小学校区」、「日常生活圏域」、「市全域」、「県・広域」と徐々に広がる7つの重層的な活動圏域を想定しています。適切な範囲において施策を展開することで、効果的な取組を推進していくことが重要です。

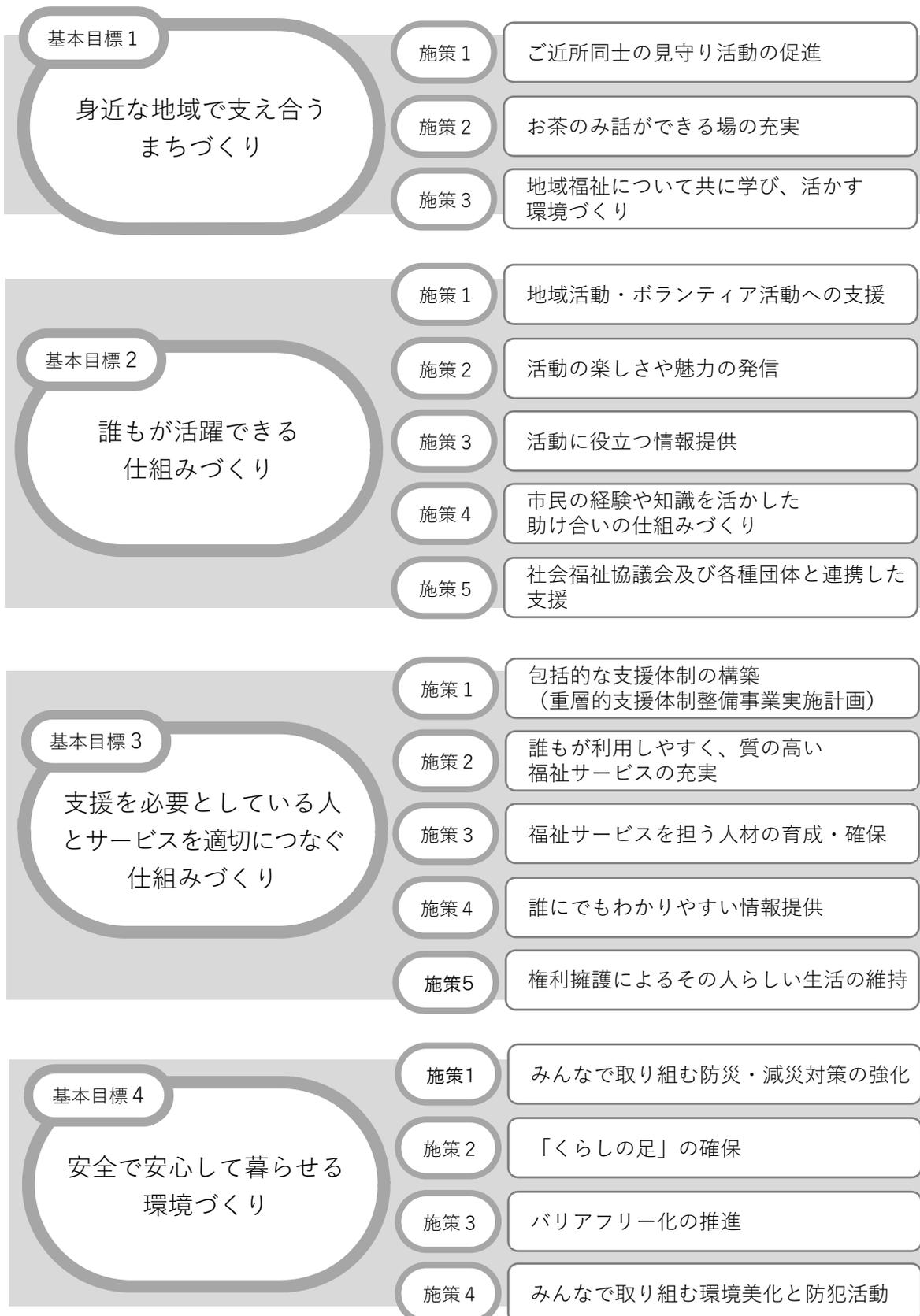
■ 地域の範囲イメージと概要



5 施策の体系

基本理念

みんなで支え、みんなでかかわり、安心して暮らせるまち



第4章 施策の展開

基本目標 1 身近な地域で支え合うまちづくり

基本指針

- 地域での住民同士の関係は「町内会の範囲で、立ち話程度」を基本に、できることから支え合い活動を進めていく。
- 町内会よりも広い範囲での世代を超えた活動や、つながりの深さについては、意欲のある活動者やボランティア団体・NPO法人の支援等により進めていく。
- 子どもから大人まで福祉について共に学べる機会の充実を図るとともに、その学びを地域で活かすことができる仕組みをつくる

✓ 成果目標

基本目標1では、「身近な地域で支え合うまちづくり」に関する取組を評価していくために、以下の成果目標を設定します。

地域住民一人ひとりの助け合い意識の醸成や、すでに地域で活動している福祉活動者の支援をもとに地域住民同士の活動の充実を図り、目標値の達成をめざします。

指標名	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
① 何か困った時に近隣の人と助け合える関係性ができている市民の割合 ^{注1)}	18.3%	 向上を目指します
② 地域で困ったことが生じた場合に住民同士がお互いに話し合って解決する割合 ^{注2)}	23.7%	 向上を目指します
③ 地域で安心して暮らしていくためには、となり近所の助け合いが大切だと思う割合 ^{注3)}	45.1%	 向上を目指します

注1) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「近隣との付き合いの程度」において、「何か困った時に助け合う」と回答した割合

注2) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「地域で困ったことが生じたときの解決方法」において、「お互いに話し合って解決する」と回答した割合

注3) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「地域で暮らしていくために大切だと思うこと」において、「となり近所の助け合い」と回答した割合

✓ 具体的施策

施策1 ご近所同士の見守り活動の促進

① 安否確認

本市では、ひとり暮らしの高齢者等に対する安否確認を兼ねて様々な事業や活動を行っています。これらの事業等の周知状況や有効性について検証し、見守り体制の充実を図ります。

② 孤立死防止活動の推進

孤立死防止対策の必要性について積極的に市民へ啓発を行うとともに、地域の関係団体と一体的に孤立死防止活動を推進します。

また、高齢者や福祉サービスの利用者だけではなく、孤立死防止対策の対象となる複雑化・複合化した課題を抱える地域住民も少なくないことから、地域住民の助け合い活動を基盤とした情報提供や、福祉活動者や福祉事業者、関係機関と連携し、孤立死防止のための取組や仕組みづくりをめざします。

③ 民生委員・児童委員活動との連携

広報等を通じて民生委員・児童委員活動のPRを積極的に行います。また、訪問活動を通じ、地域の身近な相談役として、顔見知りの関係構築をめざします。

④ 地域で手助けを必要とする人と手助けできる人の橋渡し

日常の簡単な手助けを必要としている人と、手助けができる人とをつなぐ仕組みづくりを検討します。

■ 見守りにつながる事業や活動

項目	内容	担当課等
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●食事を自宅まで配達します。 ●週5回以内(月～金曜日)昼食の配食。 	高齢福祉課
緊急通報システムの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急通報用機器一式を貸与し、緊急時の対応を図ります。 	高齢福祉課
救急医療情報キットの配布	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医などの医療情報を入れた容器「救急医療情報キット」を配布し、冷蔵庫に保管してもらうことで、緊急時に備えます。 	高齢福祉課
独居・高齢者世帯調査	<ul style="list-style-type: none"> ●親族などの連絡先や生活実態を把握し、緊急時に備えます。 	高齢福祉課
高齢者見守り訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ●安否を確認するとともに、話し相手となります。 	地域包括支援センター
友愛訪問	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の単位クラブでひとり暮らしの会員への訪問をしています。 	老人クラブ

施策2 お茶のみ話ができる場の充実

① サロン実施

年代別、世代別の座談会・懇談会を開催するとともに、多世代間交流や同じ課題を持つ人同士の交流ができる機会の提供を検討します。

② ストックを活用した集いの場

商店街の空き店舗等、ストックを活用した活動の場の提供について検討します。

また、防犯対策も兼ねて空き家のまわりの清掃を行いながら、地域の井戸端会議を行うなど、地域住民の多様な集いの場の確保や集い方を、地域住民とともに検討します。

施策3 地域福祉について共に学び、活かす環境づくり

① ボランティア・地域活動者の育成

ボランティアリーダーや地域リーダーを育成するとともに、子どもから大人まで幅広い世代の地域住民が参加できるボランティア講座等の充実を図ります。

② 児童・生徒の福祉活動の推進

車いす体験や高齢者施設の訪問等、市内の各小中学校で実施している福祉教育や障害のある児童・生徒との交流、高齢者との交流などを通じて、福祉の理解を深める機会を充実するとともに、その学びを活かした活動を地域で実践できる機会の提供を地域活動者、地域事業者等と検討します。

③ 人権学習の実施

地域福祉や人権に関する学習機会の充実に努め、より多くの幅広い世代の地域住民の参加を促進するとともに、地域住民の学習内容に対するニーズを把握し、関係機関等と連携し、学習会等のプログラム内容の見直し、充実を図ります。

④ 啓発活動・福祉イベントの充実

地域における支え合い・助け合いを進めるという「地域福祉」に対する考えの浸透を図るため、広報活動の実施や、誰でも参加できる、参加しやすい福祉イベントの開催について開催内容等の見直し、充実を図ります。

⑤ 心のバリアフリー

地域で育つ子どもたちが、多様性を認めあいながらも共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、小中学校における福祉教育の充実を図ります。また、保育園、幼稚園、**発達支援センター**における障害児の受け入れを進めます。

■ 啓発事業や福祉教育等の状況

項目	担当課等
認知症サポーターの養成	高齢福祉課
市内小中学校での福祉実践教室	社会福祉協議会
学校での福祉に関する取組への補助	社会福祉協議会
ボランティア講座	ボランティア連絡協議会 社会福祉協議会
防災ボランティアコーディネーター(フォローアップ)養成講座	危機管理課 社会福祉協議会
防災リーダー養成講座	危機管理課

 主体それぞれの役割

地域住民

- 世代を超えてご近所の人をはじめ身近な人と積極的にあいさつを交わしましょう。
- 世代を超えてご近所の人と立ち話や、声を掛け合う関係づくりを進めましょう。
- 家庭内での積極的なコミュニケーションを図りましょう。
- 困った時のために、自助・互助の力を身につけましょう。
- 関心のある講座に積極的に参加してみましょう。
- ご近所の人と一緒に地域福祉について学びましょう。
- ご近所や地域の課題について考えてみましょう。
- 自分の身近な地域について関心を持ちましょう。
- 学びを活かして地域活動に参加してみましょう。

福祉活動者

- あいさつ運動を実施し、地域住民同士のつながりを強めましょう。
- 地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを推進しましょう。
- 困っている人や世帯を地域で支える意識を醸成しましょう。
- 地域の身近な相談窓口や困りごとを地域住民同士で解決する方法などを周知しましょう。
- 身近な地域で茶話会・サロンを実施しましょう。
- 誰でも気軽に参加できる交流会や学びの場をつくり、地域の輪を広げましょう。
- 地域住民のニーズに応じた多様な学習プログラムを企画しましょう。
- 講座などで得た知識や技術を積極的に地域で活かしましょう。
- 企業などは、地域住民と交流できるような社会奉仕活動（CSR 活動）の企画を検討しましょう。
- 学校では、福祉事業者と連携し、子どもたちが地域福祉に興味を持てる授業内容について検討しましょう。

福祉事業者

- 地域の一員として、地域住民へ積極的にあいさつや声掛けを行い、地域住民とのつながりを構築しましょう。
- サロン活動等の支援を継続しましょう。
- 地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを推進しましょう。
- 広報等を通じて、支え合い活動や学びの場の啓発を推進しましょう。
- 小中学校・高等学校等での福祉教育を通じて将来の地域福祉の担い手を育成しましょう。
- 地域住民向けの福祉関連講座を充実させましょう。

行政

- 地域の一員として、地域住民へ積極的にあいさつや声掛けを行い、地域住民とのつながりを構築します。
- 地域課題の把握に努めます。
- 見守り関連事業や制度を継続します。
- 民生委員・児童委員との連携を強化し、情報共有を深めます。
- 広報等を通じて、支え合い活動や学びの場の啓発を推進します。
- 地域福祉活動に関する地域住民の意見を取り入れながら、地域での支え合い活動を促進します。
- 小中学校等での福祉教育を通じて将来の地域福祉の担い手を育成します。
- 福祉事業者、福祉活動を行う者などと連携をし、幅広い世代の地域住民のニーズに応じた、地域福祉に関する様々な学習機会を提供します。

基本目標 2 誰もが活躍できる仕組みづくり

基本指針

- 活動を続けていくための支援（活動の場、情報提供、物的・経済的支援等）をする。
- 新たな活動者が増えるように、参加のきっかけづくりや、関心をもちやすい情報発信する。

✓ 成果目標

基本目標2では、「誰もが活躍できる仕組みづくり」に関する取組を評価していくために、以下の成果目標を設定します。

新たな活動者を増やすための情報発信の充実や、誰もが参加しやすく、活動を続けていける環境づくりに努め、目標値の達成をめざします。

指標名	現状値	目標値
① ボランティアや地域活動への参加意思のある市民の割合 ^{注4)}	39.1%	 向上を目指します
② 福祉との関りはないが関心がある人の割合 ^{注5)}	19.2%	 向上を目指します

注4) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「ボランティアや地域活動に参加していますか」において、「現在参加している」または「機会があれば参加したい」と回答した割合と回答した割合

注5) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「福祉とどう関わっているか」において、「関りはないが関心がある」と回答した割合と回答した割合

✓ 具体的施策

施策1 地域活動・ボランティア活動への支援

① 地域活動に対する助成

地域コミュニティ活動を行う団体に対して補助金を交付し、活動の支援を行います。

② 身近な活動拠点の充実

ボランティア等の活動として、身近な場所での活動を望む声が多いことから、活動拠点確保のための支援を行い、活動の充実を図ります。

また、地域の活動拠点となる集会所・公民館の建設や修繕等に対して補助を行います。

③ ボランティア・地域活動者の育成(再掲)

地域リーダーやボランティアリーダーを育成するとともに、子どもから大人まで幅広い世代の地域住民が参加できるボランティア講座等の充実を図ります。

④ 高齢者の生きがい活動の推進

高齢者の能力活用、生きがいづくりとして、「シルバー人材センター」の会員募集やPR活動を推進します。

⑤ 健康づくり活動グループなどとの連携

健康づくり活動グループ（母子保健推進員、食生活改善推進員、運動支援推進委員）と連携し、がん検診・健康診査等の受診率向上を図るためのPRの促進や、子育て支援に向けての相談や窓口相談の充実を図るとともに、地域住民が自ら健康行動が取れるように、健康づくりの施策と地域福祉の施策を連携させた取組を進めます。

施策2 活動の楽しさや魅力の発信

① ボランティア活動のPR

広報やインターネット等を通じてボランティア活動の楽しさや、人とのつながりづくりの大切さを伝えます。

② 若い世代への発信

若い世代の活動参加を活性化させるために、インターネット等を活用した情報発信の充実や、若い世代の興味・関心を惹く内容にするなど、コンテンツの見直しを検討します。

③ 地域福祉・交流のきっかけづくり

福祉関連のイベント、ボランティア体験、福祉学習会等の機会を増やし、地域で様々な世代の地域住民が交流できる機会をつくります。

④ 市民と協働によるイベントの開催

福祉関連イベント等の実施にあたっては、企画段階から市民が参加し、市民が主体となり、行政をはじめ関連機関と協働で開催します。

施策3 活動に役立つ情報提供

① ボランティア関連情報提供

市の活動支援策や、国や県などの活動助成等、ボランティアやNPO法人などに役立つ情報を積極的に提供します。

② 福祉関連団体のネットワーク

市内で活動する福祉活動団体やボランティア団体、NPO法人等が、お互いの情報を交換し合い、連携できるネットワークづくりのため、ボランティア連絡協議会の参加団体の拡大を図ります。

施策4 市民の経験や知識を活かした助け合いの仕組みづくり

① マンパワーの活用

定年退職を迎えた人や高齢者の力を活かした助け合い活動を推進します。

■ 市民同士の支え合い活動の仕組みや事業

項目	内容	担当課等
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ●コーディネーターが、育児の手助けが必要な方と、手助けをしたい方をつなぎます。 ●冠婚葬祭、学校行事、仕事、買い物、通院、急用等で、一時的に子どもを預かってほしい時や、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ(学童クラブ)等の送迎の手助けが欲しい時などに利用できる制度です。 	子育て支援課
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、県、市から支援を受けて運営されている公益法人です。 ●企業や家庭、公共団体などから様々な仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者に仕事を提供します。 	高齢福祉課

施策5 社会福祉協議会及び各種団体と連携した支援

① 連携の強化

社会福祉協議会、市内で活動するボランティア団体、NPO法人、福祉事業者などと連携し、活動にあたっての課題や、地域住民の活動ニーズ、活動の担い手確保の状況など、様々な情報を共有し、活動の活性化を図ります。

② 地域福祉やボランティアの橋渡し役の充実

活動の場を求めているボランティアと、担い手を求めている地域や施設をつなぐボランティアコーディネーターや、活動の助言を行うボランティアアドバイザー等の育成と活動の促進を図ります。


 主体それぞれの役割

地域住民

- 地域の活動の担い手であることを認識し、地域活動に関心を持ちましょう。
- 空いた時間に、関心がある活動に参加をしてみましょう。
- 知識や経験を地域で活かしましょう。
- 様々な地域活動に参加して、地域住民同士の交流を深めましょう。
- ボランティア活動に参加し、仲間を増やしましょう。

福祉活動者

- 活動の魅力を伝え、切れ目なく活動が続くための方法を考えましょう。
- 地域の中で豊富な知識・経験を持っている方などに、活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉事業者や行政などと連携した地域活動を企画しましょう。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを構築しましょう。
- 地域住民が地域福祉に関心を持てるイベントや活動の機会をつくりましょう。

福祉事業者

- 広く地域住民に活動をPRしましょう。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加し、地域住民とのつながりを構築しましょう。
- 福祉活動者や行政などと連携した地域活動を企画しましょう。
- 地域住民が関心を持てる活動を企画し、参加者を増やしましょう。

行政

- 活動場所の提供や活動助成など、活動者への支援を継続します。
- 広く地域住民に活動をPRします。
- 地域住民同士が助け合う仕組みを継続・充実させます。
- 福祉活動者、福祉事業者と連携し、活動の効果的な情報発信の方法の検討や参加したい人と活動をつなぐ仕組みを構築します。

基本目標 3 支援を必要としている人とサービスを適切につなぐ仕組みづくり

基本指針

- 現状の相談窓口に関する周知の方法や、情報提供の方法について、検証しながら改善や新たな方法を検討する。
- 複雑多様化する地域の課題や困りごとに対し、身近な地域で属性や分野にとられることなく包括的に受け止め、適切な支援につなげるための包括的な相談支援体制の基盤をつくる。
- 多機関や関連団体等とのパートナーシップにより各種サービスの基盤の充実に図るとともに、福祉人材の確保、人材育成を強化し、サービスの質の向上を図る。
- 情報提供や相談のみでは選択や判断が困難な人に対しては、意思決定の支援等により、適切なサービスが利用できるように支援する。

✓ 成果目標

基本目標3では、「支援を必要としている人とサービスを適切につなぐ仕組みづくり」に関する取組を評価していくために、以下の成果目標を設定します。

地域住民を含めた多機関との協働による包括的な相談支援体制の整備に努めるとともに、成年後見制度について広く地域住民へ周知を図り、目標値の達成をめざします。

指標名	現状値	目標値
① 家族・親戚以外に相談できる場所がある人の割合 ^{注6)}	54.7%	 向上を目指します
② 成年後見制度を知っている市民の割合 ^{注7)}	33.2%	 向上を目指します

注6) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「生活上の問題における相談相手」において、「家族」「親戚」「相談できる人がいない」「相談しづらい内容なので相談できない」「その他」「わからない」「無回答」と回答した人を除く割合

注7) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「成年後見制度の周知度」において、「制度の名称も内容も知っている」と回答した人の割合

✓ 具体的施策

施策1 包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）

① 重層的支援体制整備事業実施計画

①-1 計画策定の背景と趣旨

これまで社会保障制度では、専門分野別（介護、障害、子育て、生活困窮）の制度を発展させ、一定の成果をみてきました。しかしながら近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が希薄化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構成の変化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に対応できないケースも増加しています。

そのような中、国は地域共生社会の実現を目的として、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かし、介護、障害、子育て、生活困窮など各分野別の制度では行き届かない複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月社会福祉法の改正により、「属性を問わない包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）の創設を講じました。

本事業では、制度の縦割りを解消し、創意工夫により相談支援体制を整備し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業を一体的に進めます。

本市では、本事業の効果的な取組を実施していくために「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定します。

①-2 計画の位置づけと期間

本事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5の規定により、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、実施計画を策定することが規定されており、その規定に基づき策定する計画です。

また、本事業は属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子育て、生活困窮の既存の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野別計画の「上位計画」である地域福祉計画の施策の一部として位置づけるとともに、各分野別計画との調和、整合性を図ります。

なお、実施は、地域福祉計画に合わせ令和8年度までとします。

①-3 重層的支援体制整備事業の枠組

複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援等、既存の事業の取組を活かしながら、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。各実施内容は以下のとおりとなっています。

■ 重層的支援体制整備事業の概要

区 分	内 容
包括的相談支援	各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
参加支援	各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
地域づくり支援	地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

上記3事業を支えるもの

アウトリーチ等を通じた 継続的支援	多機関協働	
	支援プランの作成	
複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人を訪問により把握し、必要な支援を届ける。	支援関係機関相互間の連携の円滑化を進めるなど、既存の支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。	支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、支援の種類及び内容を記載したプランの作成を行う。

①-4 愛西市重層的支援体制整備事業の内容

● 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性・世代・相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を広く受け止め、本人に寄り添うことで、抱える課題を解きほぐし、整理を行い、適切な支援（多機関協働事業）につなぎます。

実施事業	内 容
地域包括支援センターの運営 (法第106条の4第2項第1号のイ)	<p>【事業名】 地域包括支援センター運営事業</p> <p>【拠点設置数】 4箇所</p> <p>【支援対象者】 高齢者及び家族</p> <p>【支援機関】 市、事業受託法人</p> <p>【業務内容】 高齢者本人やその家族からの相談に応じ、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互的に協働し合いながら、包括的な支援を継続的に提供するものです。</p> <p>【所管課】 高齢福祉課</p>

既存

<p>障害者相談支援事業 (法第 106 条の4第2項第 1 号のロ)</p>	<p>【事業名】 障害者相談支援事業 【拠点設置数】 ●箇所 【支援対象者】 障害児者及びその家族等 【支援機関】 愛西市社会福祉協議会(相談支援事業所あいさい) 【業務内容】 障害児者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言及び障害福祉サービスの利用等必要な支援を行います。 【所管課】 社会福祉課</p>	<p>既存</p>
<p>利用者支援事業 (法第 106 条の4第2項第 1 号のハ)</p>	<p>【事業名】 子育て世代包括支援センター「あいさいっ子相談室」 【支援対象者】 児童及びその保護者、妊産婦 【拠点設置数】 1箇所 【支援機関】 子育て支援課(基本型)、健康推進課(母子保健型) 【業務内容】 妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を行います。 【所管課】 子育て支援課</p>	<p>既存</p>
<p>生活困窮者自立相談支援事業 (法第 106 条の4第2項第 1 号のニ)</p>	<p>【事業名】 生活困窮者自立支援事業 【支援対象者】 生活困窮者 【拠点設置数】 1箇所 【支援機関】 愛西市社会福祉協議会 【業務内容】 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、支援を一体的かつ計画的に行います。 【所管課】 社会福祉課</p>	<p>既存</p>

● 地域づくり支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

地域づくり支援事業では、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしながら、世代や属性を超えて地域住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、より多くの交流・参加・学びの機会を生み出すため、個人の活動や人をコーディネートする仕組みづくりを検討し、地域活動の活性化を促進します。

実施事業	内 容	
<p>地域介護予防活動支援事業 (法第 106 条の4第2項第3号のイ)</p>	<p>【事業名】 地域介護予防活動支援事業 【支援対象者】 多様な地域活動組織(サロン) 【拠点設置数】 5箇所 【支援機関】 市、社会福祉協議会、地域包括支援センター 【業務内容】 介護予防に資する多様な地域活動組織(サロン)を支援します。 【所管課】 高齢福祉課</p>	<p>既存</p>

<p>生活支援体制整備事業 (法第 106 条の4第 2項第3号のロ)</p>	<p>【事業名】生活支援体制整備事業 【支援対象者】生活支援サービス等の必要な高齢者 【拠点設置数】1箇所 【支援機関】市、民間企業、NPO 法人、ボランティア、社会福祉協議会、介護サービス事業所、シルバー人材センター等 【業務内容】生活支援コーディネーター(第1層及び第2層)の配置及び協議体の設置を行い、生活課題・ニーズの把握、住民主体型サービスや高齢者サロンの運営・立ち上げを支援します。生活支援サポーター養成講座を開催し、生活支援サービスの担い手の育成と活動を支援します。 【所管課】高齢福祉課</p>	<p>既存</p>
<p>地域活動支援センターの基本事業 (法第 106 条の4第 2項第3号のハ)</p>	<p>【事業名】地域活動支援センターの基本事業 【支援対象者】障害児者 【拠点設置数】1箇所 【支援機関】市が指定した社会福祉法人等 【業務内容】創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。 【所管課】社会福祉課</p>	<p>既存</p>
<p>地域子育て支援拠点事業 (法第 106 条の4第 2項第3号のニ)</p>	<p>【事業名】地域子育て支援拠点事業 【支援対象者】乳幼児及びその保護者 【拠点設置数】6箇所 【支援機関】事業を委託する民間事業者 【業務内容】乳幼児及びその保護者に対し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 【所管課】子育て支援課</p>	<p>既存</p>
<p>地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業</p>	<p>地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業では、すべての地域住民を対象者として想定しています。 この事業は、年齢や性別、生活環境などにかかわらず、身近な地域で、誰もが安心して生活できるよう、社会福祉協議会等の活動を活かしながら、地域住民同士の支え合いによる取組の活性化を図り、支援の必要な人を地域全体で支える基盤をつくることを目的とします。</p>	<p>新規</p>

● 新たな機能

本事業には、「参加支援事業（法第 106 条の4 第 2 項第 2 号）」「多機能協働事業（法第 106 条の4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の4 第 2 項第 4 号）」といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能が追加されました。

参加支援事業では、各分野で実施されている既存の社会参加に向けた支援では対応できない個人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりを強化します。

多機能協働事業では、複雑多様化する地域課題にきめ細かに対応するために、多様な活動主体や分野を超えた様々な専門機関、行政が、地域住民の助け合い活動と連携しながら取り組む、重層的なネットワークを構築します。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、複雑化・複合化した困難を抱えているために、必要な支援を受けることができていない人に適切な支援を届けるための支援体制の構築をめざします。

実施事業	内 容	
参加支援事業 （法第 106 条の4第 2項第2号）	<p>参加支援事業では、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している方を支援対象者として想定しています。</p> <p>事業内容は、主に支援対象者のニーズや課題をきめ細かに把握し、地域の社会資源との間をコーディネートする機能や支援を必要する人と支援メニューのマッチング機能、新たな社会資源の開発、既存の社会資源の拡充を図ります。また、個人や世帯のニーズに合った支援メニューをつくり、その後も希望に沿った効果的な支援が実施されているかなどのフォローアップにも対応することを想定しています。</p>	新規
多機能協働事業 （法第 106 条の4第 2項第5号及び第6 号）	<p>多機能協働事業では、複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する方を支援対象者として想定しています。</p> <p>事業内容としては、各支援関係機関と情報共有を図るための会議を開催し、各機関での支援の進捗状況の把握、単独の支援機関では対応が難しい複雑な事例の検討、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなどを行い、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ることを想定しています。</p>	新規
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （法第 106 条の4第 2項第4号）	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業では、複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な方などを支援対象者として想定しています。</p> <p>事業内容は、各種会議や支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域活動や交流など積極的に地域住民とかかわり、その中で支援ニーズの把握や困難を抱えている支援対象者を見つける取組を行います。また、支援を必要する本人と直接対面したり、継続的なかかわりを持つために、信頼関係の構築に向けたきめ細かな働きかけを行うことなどの取組を想定しています。</p>	新規

重層的支援体制整備事業 支援体系図

② 職員資質の向上

各分野の相談担当専門職員の育成や、研修機会の充実を図ります。また、民間の福祉事業者や施設等に対しては、各種研修の情報提供の充実を図ります。

③ 地域や地域住民同士の相談体制の支援

地域住民の抱える課題が深刻化する前に相談や支援につなげるため、老人クラブや福祉学習会、福祉イベントなどで福祉サービスの紹介等を行うことにより、地域住民同士がそれぞれの持つ知識を伝え合い、お互い相談し合える関係を促進します。

■ 市民の保健福祉関連の相談窓口

相談内容		窓口
健康	健康全般 ●すべての年代の健康相談に対応します。食生活相談、子どもの発育・発達の相談に対応します。	健康推進課
	精神・こころの病気 ●相談者の悩みに寄り添い、関係機関と連携した継続的な支援を行います。必要に応じて医療機関への受診を勧奨します。	健康推進課
子育て	子育て全般 ●18歳未満の児童と、その家庭に関する相談。児童自身からの相談にも対応します。	家庭児童相談室 子育て世代包括支援センター
	育児相談 ●電話・FAX、来所、オンラインによる育児相談をしています。	子育て支援課 健康推進課
障害・発達	発達支援 ●発達に遅れやかたよりのある子ども、また障害のある子どものために、専門職による相談や成長・発達段階に対応した支援プログラムの実施、人材育成、地域との交流を実施します。	健康推進課 子育て支援課 社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
	障害者等の自立支援 ●就労支援では、電話、面接、訪問等により職業相談・就職準備支援・職場開拓・定着支援を実施します。 ●生活支援では、日常生活の支援・働き続けるための支援をします。	社会福祉課 社会福祉協議会
	障害者等の自立支援 ●電話、面接、訪問等による相談や関係機関との調整をします。	社会福祉課 社会福祉協議会
高齢者	介護・高齢者の生活全般 ●地域包括支援センターでは、高齢者やその家族に対する介護等に関する総合相談、権利擁護のほか、ケアマネジャー等からの相談に対応します。 ●市の高齢福祉課では、介護保険サービス、高齢者福祉サービスに関する相談に対応します。	地域包括支援センター 高齢福祉課
擁護利	財産・金銭管理(成年後見制度) ●相談内容から必要に応じて、成年後見制度、日常生活自立支援事業を活用して支援をします。	地域包括支援センター(高齢者) 社会福祉課(障害者) 社会福祉協議会
家計経済	生活保護 ●収入が少なく生活に困っている人など、暮らしについての心配事がある人に対する相談に応じ、必要に応じて生活保護を支給します。	社会福祉課
	ひとり親世帯 ●ひとり親家庭等の自立のため、技術や資格の取得、就業支援等の相談に対応します。 ●県就業相談員と連携し、求人情報を提供します。	子育て支援課
	生活困窮・資金貸付 ●低所得者、高齢者世帯及び障害者を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な援助指導を行います。	社会福祉協議会
虐待	子ども ●関係機関と連携し、見守り、面接、家庭訪問等継続的な支援を行います。	子育て支援課
	女性 ●女性相談センターと連携を図りながら支援を行います。 障害者 ●障害者と養護者に相談、指導及び助言などの支援を行います。	社会福祉課
	高齢者 ●虐待に対し、高齢者と養護者の双方の支援を行います。	高齢福祉課 地域包括支援センター
身近な地域の相談機関・相談できる人 ●民生委員・児童委員は、それぞれの担当地域において、生活上の様々な問題を抱えている人の相談・援助を行います。 ●社会福祉協議会では、成年後見、権利擁護に関する相談、地域福祉サービス、ボランティア活動に関する相談援助を行います。		民生委員・児童委員 社会福祉協議会

施策2 誰もが利用しやすい質の高い福祉サービスの充実

① 高齢者や障害者が地域で住み続けられるためのサービス基盤の整備

医療機関や介護サービス事業者等との連携を図りながら、住み慣れた地域での新しい「住まい方」の実現をめざし、安心を提供できるサービスの充実を図ります。

② 子育て支援の充実

「子ども・子育て支援事業計画」及び「子育て応援プラン」に基づき、少子化問題や子育て世帯の多様なニーズに対応するため、子育て支援体制の整備と質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

③ 高齢者福祉の充実

「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、介護予防や生きがいづくり等を展開するとともに、民間事業者と連携を図りながら、バランスの取れた施設及び在宅での高齢者福祉サービス・介護保険サービスを提供します。

④ 障害者支援の充実

「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの整備をするとともに、地域生活支援事業等の充実を図ります。

⑤ 家族介護者等の支援

家族を介護している人たちの話し合いの場である「家族介護者のつどい」や、「家庭介護者等養成研修」等を行い、家族介護者等に対する支援の充実を図ります。

⑥ 生活困窮、ひきこもり、虐待など困難を抱える人への支援の充実

失業や不安定雇用などで、生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援など、地域や福祉活動者、福祉事業者など多機関との協働により、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりについての相談窓口を設置し、その周知を図るとともに、ひきこもりの状態にある本人または家族からの相談を受け、訪問支援や専門機関への紹介等を行う機能を持つひきこもり施策情報のプラットフォームの構築を検討します。

虐待やドメスティック・バイオレンスについては、疑いのある家庭において気になる対象者がいる場合は、福祉事業者など関係機関からの連絡、情報収集に努めるとともに、地域住民の問題理解を深め、早期発見・早期対応に向けた通報・相談体制の構築を進めます。

自殺対策では、「自殺対策計画」に基づき、地域住民の地域でSOSを発して

いる人の存在に気づき、守っていける地域づくりの大切さや、心と体の健康づくりの重要性について理解を深めるとともに、自殺の原因や動機となる様々な悩みを抱える人が適切な相談支援につながり、悩みの解決が図られるよう、相談支援体制の充実を図ります。

施策3 福祉サービスを担う人材の育成・確保

① 福祉サービスを提供するNPO法人等の支援

本計画の上位計画である愛西市総合計画では、様々な施策においてボランティア団体やNPO法人等の役割を重視しています。福祉サービスの充実のためには、NPO法人等の役割が重要であることから、積極的な情報提供などの支援を行うとともに、活動にあたっての課題解決や担い手づくりなど、協働により進めます。

② 第三者評価等によるサービスの質の向上

介護保険等をはじめとして、多くの福祉サービスは民間事業者が中心的な担い手となっていることから、民間事業者との連携を図りながらサービス基盤の充実を図るとともに、第三者評価や自己評価などを促進することにより、サービスの質の向上を図ります。

③ ボランティアをきっかけとした福祉人材の育成

各種ボランティア講座や福祉施設でのボランティア体験などを通して、福祉の仕事に関心をもつ人材の育成を図ります。

④ 働きやすい職場環境づくり

人材の確保・定着をめざし、やりがいを持って働き続けられる環境づくりを進めるために、結婚や出産、子育てをしながら働き続けることができる環境整備を福祉事業者に対して協力要請します。

施策4 誰にでもわかりやすい情報提供

① 情報の充実

福祉ガイドブック、福祉マップ、各種制度紹介パンフレットの作成や、広報、ホームページ、動画配信、ケーブルテレビ等の活用により、誰もがわかりやすい情報を提供します。

② 健康診査等の機会を活用した情報提供

健康診査、各種教室など、地域住民が集まる機会を利用し、多くの人にわかりやすく情報を伝えます。

③ 地域に直接情報提供をする機会の充実

出前講座などを活用し、地域に直接情報を提供する機会の充実を図ります。

④ 情報のバリアフリー

誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

施策5 権利擁護によるその人らしい生活の維持（成年後見制度利用促進）

① 成年後見制度利用促進基本計画

①-1 計画策定の背景と趣旨

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを地域全体で支え合うことが、現代社会における課題であり、かつ地域共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。

財産の管理及び介護等の福祉サービスを本人の意思に基づき適切に利用していくことは地域生活の基本であり、このようなことはこれまで、家族機能の一部として当たり前に考えられてきました。しかし、高齢化が急激に進み世帯構成が大きく変わる中で、高齢者や障害者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障害のある人と高齢の親等の世帯も増加しています。

また、虐待や消費者被害等の権利侵害にあったり、支援の拒否（セルフネグレクト）や見守りが不十分な中での行方不明や孤立死など、判断能力が不十分なこともあり、自ら声をあげて権利や生活を守ることのできない人たちの存在もあります。

このような人たちが住み慣れた地域で生活し続けるためには、保健医療はもちろん、介護等の福祉サービスを適切に利用し、また、地域で支え合うことも必要となります。

このような状況を踏まえ、国は平成28年4月15日に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）を公布し、同年5月13日に施行しました。

本市では、前期計画よりその人らしく生活する権利を守るため、権利擁護の充実を図ってきました。一方で、地域福祉に関する市民アンケート調査結果では、成年後見制度について、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」（35.2%）が最も高く、「制度の名称も内容も知らない」（30.2%）と合わせると約7割が知らない状況となっています。また、成年後見制度の利用意向は、「利用したい」は約2割にとどまり、本市においても制度利用促進に向けた広報・啓発活動の強化が課題となっています。

成年後見制度の利用促進には、市町村の取組が不可欠であることから、成年後見制度利用促進法において市町村の講ずる措置等が規定されています。本市では成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本計画に位置づけます。

①-2 計画の位置づけと期間

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度利用促進法の市町村が講ずる措置において規定されています。（第14条市町村の講ずる措置）

市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされています。

また、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された国が定める成年後見制度利用促進基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

このため、本市では本計画の「基本目標 3 支援を必要としている人とサービスを適切につなぐ仕組みづくり」の「施策 5 権利擁護によるその人らしい生活の維持」を成年後見制度利用促進法第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」に位置づけ、計画期間を令和 4 年度から令和 8 年度の 5 か年とします。

①- 3 取組内容

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力に不安がある人の権利や財産を守るため、成年後見に関する正確な知識を、地域住民に広く周知を図るとともに、成年後見制度利用支援事業を中心に、早期の段階から相談や支援が行える体制を整備します。

また、支援の担い手として親族後見人も含めた活動の支援や市民後見人の育成などの取組を検討していきます。

主体それぞれの役割

地域住民

- 口コミで情報を伝えましょう。
- 家族や近所の人の話に耳を傾け、分からないことがあれば、民生委員や、市の窓口（担当者）につなげましょう。
- まわりで気になる人がいれば、相談機関につなげましょう。
- 家族で抱え込まず、困った時は、積極的に相談の場を利用し、必要なサービスを利用しましょう。
- 家族介護者の話を聞いたり、セミナー等に参加し、介護に関する知識を習得しましょう。
- 広報やホームページなどを利用し、福祉サービスについて情報収集しましょう。
- 地域共生社会における権利擁護や人権等について知識を深めましょう。
- 成年後見制度について関心を高め、制度について知りましょう。

福祉活動者

- 行政の情報を積極的に利用者に伝え、必要に応じて利用を支援しましょう。
- 地域で生活に困っている人を早期発見・把握するように努め、把握した際には、プライバシー保護や本人の承諾を得るなどに注意し、関係機関につなぎましょう。
- 高齢者や障害者の団体などで、多様な就労について理解を深めましょう。
- 生活困窮、虐待、ひきこもりなどの問題について理解を深めましょう。

福祉事業者

- 地域住民が「どこに相談してよいか分からない」と思うことでも、包括的に受け止め、気軽に相談できる窓口にしましょう。
- 地域住民にわかりやすい言葉で情報を伝えましょう。
- 成年後見制度等、権利擁護を推進しましょう。
- 行政や関係機関と協働し、相談支援体制や支援ネットワークづくりに協力しましょう。
- 就労が困難な人に、多様な就労の場を紹介しましょう。
- 生活困窮者の就労支援や生活困窮世帯の子どもたちの学習・生活支援をしましょう。
- 第三者評価等、提供しているサービスの質を検証しましょう。
- サービスの質の向上を図るため、行政と連携を図りながら、職員研修等を積極的に行いましょう。
- 多くの職員が参加できる研修や講座を企画し、職員全体のスキルアップを図りましょう。
- 複雑多様化した課題に対応した支援を行うための、研修や講座を行い、質の高いサービスをめざしましょう。
- 行政や関係機関と連携し、専門人材の確保・育成に向けた総合的な取組を強化しましょう。

行政

- 市民が「どこに相談してよいか分からない」と思うことでも、気軽に相談できる窓口にします。
- 地域住民にわかりやすい言葉で情報を伝えます。
- 福祉活動者、福祉事業者、関係機関と協働し、相談支援体制や支援ネットワークの基盤を構築します。
- 各窓口寄せられた相談に、関係機関との協働により柔軟、迅速かつ的確に問題が解決できるようにします。
- 広報やホームページを活用して、相談窓口や福祉サービスの周知に努めます。
- 成年後見制度等、権利擁護を推進します。
- 各種計画に基づきサービスの充実を進めます。
- サービスの質の向上を図るため、福祉事業者と連携を図りながら、職員研修等を積極的に行います。
- 多くの職員が参加できる研修や講座を企画し、職員全体のスキルアップを図ります。
- 福祉事業者や関係機関と連携し、専門人材の確保・育成に向けた総合的な取組を推進します。

基本目標 4 安全で安心して暮らせる環境づくり

基本指針

- 日頃の支え合い活動を基盤に、災害時の安否確認や助け合い活動につなげる。
- 環境美化や防犯活動などまちづくり活動を通じて地域福祉の推進につなげる。

✓ 成果目標

基本目標4では、「安全で安心して暮らせる環境づくり」に関する取組を評価していくために、以下の成果目標を設定します。

地域での防災活動や環境美化活動を促進するとともに、地域住民同士の助け合いによる移動手段の確保やバリアフリー化などの取組に努め、目標値の達成をめざします。

指標名	現状値	目標値
① 困った時に助け合える近所付き合いのある市民の割合 ^{※8)}	18.3%	 向上を目指します
② バリアフリー化が整備されていると感じる市民の割合 ^{※9)}	43.6%	 向上を目指します

注8) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「近隣との付き合いの程度」において、「何か困った時に助け合う」と回答した割合

注9) 地域福祉に関する市民アンケート調査の設問「愛西市は利用しやすいように整備されていると思うか」において、各項目のいずれかに「整備されている」「やや整備されている」と回答した割合

✓ 具体的施策

施策1 みんなで取り組む防災・減災対策の強化

① 災害時要援護者避難支援プランに基づく地域と連携した体制づくり

安否確認の方法は、要支援者個人の意思を尊重しつつ、自主防災組織により各地域の適した方法で進めます。

災害時要援護者避難支援プランに基づき、自主防災組織などの関係団体と協働し、取り組みます。また、各自主防災組織での避難行動要支援者登録名簿を活用した避難訓練の実施を促進します。

② 地域における自主防災体制の整備

広報や出前講座等により、自主防災組織の重要性を広く周知し、自主防災組織における活動の活性化を促進します。

施策2 「くらしの足」の確保

① 交通移動手段の充実

高齢者福祉タクシーや障害者福祉タクシー利用者への助成や、外出支援サービスの提供などを通じて、高齢者や障害のある人にとって利用しやすい移動手段の確保・充実に努めます。

② 新たな移動手段の促進

地域住民主体の運転ボランティア講座の開催を充実させ、受講者と支援を必要としている人とをつなぎ、地域で「くらしの足」を確保できる仕組みづくりを進めます。

■ 移動支援関連事業

項目	内容	担当課等
タクシー利用料助成	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の方で、ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、80歳以上の方を対象に初乗り運賃基本料金及び迎車回送料金を助成します。 ●障害者福祉タクシー料金助成として、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B判定)、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方を対象に、初乗り運賃基本料金及び迎車回送料金を助成します。 	高齢福祉課 社会福祉課
外出支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●常時車いすを必要とする方または、寝たきり状態の方を対象に移送用車両で居宅と社会福祉施設、医療機関との間の送迎を行います。 	高齢福祉課 社会福祉協議会
買い物支援バス	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯の方の買い物のために、ワゴン車でスーパーマーケット等の商業施設まで送迎を行います。介助者につきませんので自立して買い物ができる方が対象となります。 	社会福祉協議会

施策3 バリアフリー化の推進

① 公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設・学校や公園などのバリアフリー化を進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、障害の有無にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるような整備を進めます。

② 民間施設に対するバリアフリー化の要請

愛知県の「人にやさしいまちづくりの推進に関する条例」に基づき、スロープや手すりの設置等、障害のある人などが利用しやすいように配慮した整備を促進します。

③ 交通安全対策の強化

歩車道の分離をはじめ、車いす・電動三輪車や高齢者、障害のある人が通行しやすい道路整備、音声信号・カーブミラーなど、交通安全施設の整備、道路標識等の整備を進めます。

また、ドライバーへの安全運転の啓発パンフレットの配布や、小中学校の登下校時に合わせた地域住民による見守り活動の実施、小中学校での交通安全教室の実施などの取組を促進します。

④ 身体障害者補助犬の普及

公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知を図ります。

⑤ 情報のバリアフリー(再掲)

誰もが必要な情報を得られるよう、情報伝達手段のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑥ 心のバリアフリー(再掲)

地域で育つ子どもたちが、多様性を認めあいながらも共に生きる意識を持ち、思いやりや助け合い、支え合いの心が育まれるよう、小中学校における福祉教育の充実を図ります。また、保育園、幼稚園における障害児の受け入れを進めます。

施策4 施策4 みんなで取り組む環境美化と防犯活動

① 自治会や地域の環境に関わる取組の支援

ごみの減量化や環境美化に関わる住民活動を地域福祉についての取組を関連づけて、環境に関わる自治会や地域の取組を支援します。

② 地域における防犯対策の推進

市防犯協会や地域の自主防犯団体等と協働し、防犯意識の高揚に努めるとともに、市内各所への防犯灯の新設や維持管理などを通じて、地域における防犯体制の強化を推進します。

③ 消費者啓発活動

高齢者などを狙った悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害を防止するため、ご近所の地域住民同士で気づき合い、助け合う関係の構築を促進するとともに、啓発活動及び消費者相談・消費者教育の強化を図ります。

主体それぞれの役割

地域住民

- 災害に備え自分自身の身を守る備えをしましょう。
- 地域の支援者として、身近に住む避難行動要支援者を支援しましょう。
- 災害ボランティアコーディネーター研修や運転ボランティア講座など安全で、安心して暮らせる地域づくりの活動に参加しましょう。
- ご近所で足を確保する、ご近所の足となる支え合いをしましょう。
- お互いが気持ちよく生活できる様にマナーを守りましょう。
- 消費者被害に遭わない様に自分にあった対策を心がけましょう。
- ごみゼロ運動・清掃活動、防犯活動などいろいろな機会へ、ご近所の人を誘って参加しましょう。
- 日頃から環境美化を意識して、きれいなまちづくりを心がけましょう。

福祉活動者

- ごみゼロ運動・清掃活動、防犯活動などいろいろな機会をつくり、地域のつながりを深めましょう。
- 災害ボランティアコーディネーター研修や運転ボランティア講座を受け、地域で実際に活かしましょう。
- 地域の支援者として、身近に住む避難行動要支援者を支援しましょう。
- 日頃から防犯対策、環境美化、交通安全等を呼びかけ、地域住民の意識を高めましょう。
- 職場や商業施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を検討しましょう。
- 悪質商法等に巻き込まれやすい高齢者などを気にかけてみましょう。

福祉事業者

- 災害時にサービス利用者の支援をしましょう。
- 地域の一員として、積極的に環境美化、防犯活動に参加しましょう。
- 行政等と連携し、地域における防災訓練を支援し、防災力の向上に努めましょう。
- 行政等と連携し、福祉施設や医療機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をめざしましょう。
- 悪質商法等犯罪に巻き込まれやすい高齢者などの利用者や利用者の家族等を気にかけてみましょう。

行政

- 防災・防犯など、関係各課との連携により、安全なまちづくりを進めます。
- 地域住民の防災・防犯への意識啓発や避難場所の周知、地域における自主防災組織の充実を図ります。
- 支え合い活動を広めることで、要配慮者を把握し、災害時に避難行動要支援者を支援できる体制を構築します。
- 福祉事業者と連携し、地域における防災訓練を支援し、防災力の向上に努めます。
- 地域の公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をめざします。
- 悪質商法等に関する相談支援体制を継続します。

第5章 計画を推進するために

1 理念の実現に向けた包括的な地域福祉の展開

本計画は、基本理念である「みんなで支え、みんなでかわり、安心して暮らせるまち」の実現をめざすものです。そのためには、地域住民をはじめ、地域を構成する様々な主体と市が連携し、ともに地域福祉を推進していくことが重要です。

地域住民をはじめ、福祉活動者、福祉事業者と行政が第4章に示すそれぞれの役割を果たしながら、「協働」し、本計画を推進します。

2 計画の進行管理

(1) 評価指標の設定

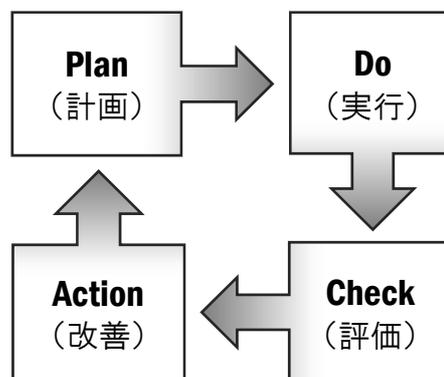
本計画では、各基本目標の進捗状況及び計画期間の最終年度に達成状況を数値にて客観的に評価し、施策・取組の改善を図り、効果的に推進していくため成果目標を設定します。指標は第4章の各基本目標に設定しました。また、この成果目標は愛西市社会福祉協議会地域福祉活動計画の活動指標と連動し、評価していきます。

(2) 進行管理

本計画の基本理念である「みんなで支え、みんなでかわり、安心して暮らせるまち」の実現をめざすために、計画に記載した施策、取組(Plan)について、毎年度実行(Do)した取組を、活動指標等実績をもとに、進捗状況の点検、評価(Check)を行い、その評価を踏まえて改善(Action)が必要と認められた場合は対策を講じながら計画を推進します。

また、計画期間の最終年度には市民や福祉活動者、福祉事業者にアンケート調査を行い、活動指標による成果目標の達成状況を評価し、その後の施策、取組の見直しに反映させます。

■ P D C A サイクルイメージ



資料編

1 策定経過

期 間	項 目	内容等
令和2年7月 17 日	令和2年度 第1回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画について ●総合計画施策と分野別計画について ●市民アンケート及び地域福祉活動者アンケートについて ●市民懇談会について ●地域福祉関連事業のデータ資料提供について ●地域福祉計画策定(地域福祉活動計画策定)スケジュールについて ●その他
令和2年 8 月 11 日	令和2年度 第2回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民アンケート及び地域福祉活動者アンケートについて
令和2年8月 28 日	令和2年度 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画について ●市民アンケート及び地域福祉活動者アンケートについて ●市民懇談会について ●地域福祉計画策定(地域福祉活動計画策定)スケジュールについて ●その他
令和2年8月 18 日～ 令和2年9月2日	アンケート調査実施	本市に在住する16歳以上の市民2,000人を無作為に抽出し、「地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施。また、市内で活動している福祉関係団体、NPO法人及びボランティア団体300団体に「地域福祉に関するアンケート調査(団体向け)」を実施。
令和3年〇月〇日～ 令和3年3月 15 日	令和2年度 第2回策定委員会	新型コロナウイルス感染症流行のため、書面にて開催。各委員より地域福祉に関するアンケート調査結果報告書への意見聴取を実施し、取りまとめた。
令和3年8月 18 日	令和3年度 第1回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期愛西市地域福祉計画 骨子(案)について ●地域福祉計画策定スケジュールスケジュール ●その他
令和3年8月 30 日	令和3年度 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期愛西市地域福祉計画 骨子(案)について ●地域福祉計画策定スケジュールスケジュール ●その他
令和3年 10 月 13 日	令和3年度 第2回専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期愛西市地域福祉計画(素案)について ●地域福祉計画策定スケジュールスケジュール ●その他
令和3年 10 月 30 日	令和3年度 第2回策定委員会	
令和3年〇月〇日	令和3年度	
令和3年〇月 日	随時更新予定	
令和4年1月〇日 1月〇日		
令和3年〇月〇日	令和3年度第4回策 定部会	
令和3年〇月〇日	令和3年度第4回策 定委員会	

2 策定委員会設置要綱

今後、掲載予定

3 策定委員名簿

任期: 令和2年4月1日～令和4年3月31日
(敬称略)

区 分	所属名・職名	氏 名	備 考
保健・医療関係者	市医師会代表	山本 恭史	
	市歯科医師会代表	大鹿 秀夫	
	市薬剤師会代表	安井 久	
	津島保健所健康支援課長	原口 浩美	
社会福祉関係者	市身体障害者福祉会長	飯田 春夫	
	市心身障害児(者)保護者会長	土方 君春	
	障害福祉施設代表 (れいんぼうワークス)	鷲見 まち子	
高齢福祉関係者	民生児童委員協議会長	横井 三千雄	副委員長
	市老人クラブ連合会長	加藤 輝彦	
	法人福祉施設代表 (愛厚ホーム佐屋苑)	大原 好夫	
児童福祉関係者	市子ども会連絡協議会長	名倉 亨	
	市家庭相談員代表	大野 雅美	
	市保育協会会長	安部 清一	
教育関係者	市教育委員会委員	杉方 南衣	
学識経験者	日本福祉大学福祉経営学部 准教授	鷲野 明美	
そのた市長が必要 と認める者	市社会福祉協議会長	原田 健三	委員長
	市商工会 副会長	加賀 隆	
	ボランティア連絡協議会長	八木 一	

第 2 期愛西市地域福祉計画

発行日 令和 4 年 3 月
発行元 愛知県 愛西市 保険福祉部 社会福祉課
住 所 〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
連絡先 TEL : 0567-55-7115
FAX : 0567-26-5515
URL : <https://www.city.aisai.lg.jp/>